

建設業法令遵守 ハンドブック

(改訂第6版)

令和6年改正
(令和7年12月施行)
対応版

宮 城 県

改訂第6版にあたって

建設業法改正(令和7年12月12日施行)等に伴い、改正内容を反映した改訂第6版を発行する

- ※平成26年2月 初版発行
- ※平成27年2月 改訂2版発行
- ※平成29年2月 改訂3版発行
- ※令和5年1月 改訂第4版発行
- ※令和7年2月 改訂第5版発行

●建設業法等の主な改正内容

- 1 建設業者による不当に低い請負代金による請負契約の締結の禁止(法第19条の3第2項、規則第13条の11)
建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないこととされた。
- 2 建設業者による著しく短い工期による請負契約の締結の禁止(法第19条の5第2項)
建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされた。
- 3 著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等(法第20条、令第6条の2、規則第13条の12)
 - (1)材料費等記載見積書の作成及び交付(法第20条、規則第13条の12)
 - 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費、法定福利費、安全衛生管理費及び建設業退職金共済契約に係る掛金その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(材料費等記載見積書)を作成するよう努めることとされた。
 - 材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならないこととされた。
 - 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めることとされ、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに当該材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされた。
 - (2)著しく低い材料費等の額による見積依頼及び請負契約の締結の禁止(法第20条、令第6条の2)
 - 建設工事の注文者は、材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならないこととされた。
 - 上記に違反した発注者が当該求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と一定規模[※]以上の請負契約を締結した場合において、国土交通大臣と都道府県知事は、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要と認めるときは当該発注者に対して必要な勧告をすることができることとされた。
※ 500万円(建築一式工事は1500万円)

●建設業法令遵守ハンドブックの改訂内容

頁番号	主な改訂内容
P9	建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係について
P35~P36	工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について 材料費等記載見積書について
P37~P38	請負契約に当たっての禁止事項について

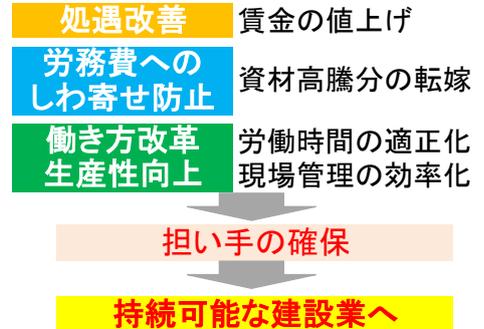
(参考)建設業法改正の概要について

(国土交通省資料より)

●建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要) 令和6年法律第49号(令和6年6月14日公布)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

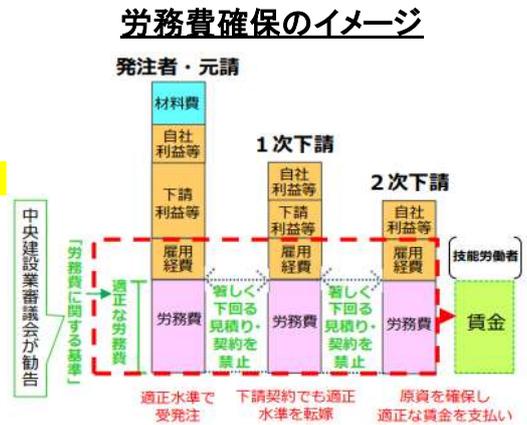


概要

黄色部分: 令和7年12月12日施行、その他: 令和6年施行済

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
⇒ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 「**労務費に関する基準**」の勧告
・ 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成・勧告
- 適正な**労務費等**の確保と行き渡り
・ 著しく低い**労務費**等による見積りや見積り依頼を禁止
⇒ 国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表**
(違反建設業者には、現行規定により**指導・監督**)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・ 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(**リスク**)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
- ・ 資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
- 契約後のルール
・ 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・ **工期ダンプ対策を強化**
(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・ **現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)
- ・ 国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)
⇒ 特定建設業者や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化**
- ・ 公共工事発注者への**施工体制台帳**の提出義務を**合理化**



参考:「著しく低い労務費等」「不当に低い請負代金」「著しく短い工期」による契約締結禁止①

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告<R6改正>

注文者

受注者



<「著しく低い労務費等」による見積り提出・見積り変更依頼を行った場合・・・>

- 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価に満たない金額」による契約を締結した場合・・・>

- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- 注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- 公共工事発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「著しく短い工期」による契約を締結した場合・・・>

- 違反した建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分

参考:「不当に低い請負代金」「著しく短い工期」による契約締結禁止②

受注者による「原価に満たない金額」による契約締結禁止

- これまで注文者に対してのみ、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約の締結が禁止されていたところ※、建設業者に対しても、省令で規定する正当な理由がある場合を除き通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約を禁止

※注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約を締結することが禁止されている

<省令で規定する正当な理由>

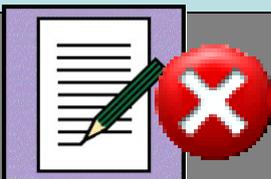
- ・ 自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- ・ 先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- ・ 建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

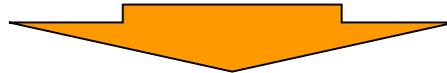
受注者による「著しく短い工期」による契約締結禁止

- これまで注文者に対しては、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされていたところ、建設業者に対しても、著しく短い期間を工期とする請負契約締結を禁止

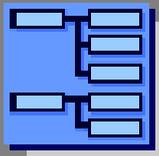
	建設業法の用語	1
	業種区分, 建設工事の内容, 例示, 区分の考え方	2
問 1	建設業法の目的とは	5
問 2	一般建設業と特定建設業の違いは	6
問 3	工事現場に配置する技術者とは	7
問 4	専任の監理・主任技術者が必要な工事とは	11
問 5	JV(建設工事共同企業体)工事における技術者の配置	15
問 6	監理技術者資格者証とは	17
問 7	元請:特定建設業者の責務とは	18
問 8	工事の丸投げ(一括下請負)とは	19
問 9	施工体制台帳とは	21
問 10	施工体系図とは	23
問 11	再下請負通知書とは	24
問 12	施工体制台帳の作成手順は	25
問 13	施工体制台帳の記載内容と添付書類は	27
問 14	施工体制台帳記載の下請負人の範囲は	28
記載要領	施工体制台帳	29
記載要領	再下請負通知書	31
記載要領	施工体系図	33
問 15	適正な手順による下請契約締結とは	35
問 16	適正な請負契約とは	37
問 17	帳簿の記載事項と添付書類とは	39
問 18	下請代金の適正な支払いとは	40
参考様式	工事完成検査及び引渡し確認書	44
問 19	建設業法で定める標識の掲示とは	45
問 20	建設業法に違反すると	46

建設業界の赤信号を知ろう！

 <p>値決め前に工事開始</p>	 <p>指し値</p>	 <p>口約束で書面契約なし</p>
 <p>労災隠し</p>	 <p>安易な多重下請</p>	



日常の業務を見直そう！

 <p>業界の常識にしばられない</p>	 <p>現場へは技術者を配置</p>	 <p>着工前の書面契約</p>
 <p>従業員研修の実施</p>	 <p>施工体系図で位置を把握</p>	 <p>上下の業者の許可を確認</p>

建設業法の用語

1. 建設業とは、**建設工事(29業種)の完成**を請け負う営業をいいます。

29業種＝土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体
 ※建設工事の業種区分の考え方は、次頁の『業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方』を参照して下さい。

2. **軽微な建設工事のみ**請け負うことを営業する者については、**建設業の許可を必要としない**ため、建設業法上は、「**建設業者＝建設業許可業者**」と「**建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者**」との用語を使い分けています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額が

- 建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事

3. **附帯工事**については、建設業法第4条で、**許可を受けた建設業以外の建設業に係る建設工事であっても**、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば、請け負うことができると定めてあります。

附帯工事の性格は次の2つが考えられます。

① 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事

Ex. 管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事
 屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事 等

② 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事

Ex. 建築物の改修等の場合の電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事
 建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事、左官工事 等

附帯工事であるか否かの判断は、建設工事の注文者の利便等を基準として、その主たる建設工事の施工等に関して、他の従たる建設工事とすることの必要性や相当性を、それらの工事の関連や一体性等を踏まえ総合的に検討して判断することになります。

4. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通 称	発注者(施主)	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請
建設業法上	発注者	元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人
契約上	注文者(甲)	請負人(乙) 注文者(甲)	請負人(乙) 注文者(甲)	請負人(乙) 注文者(甲)	請負人(乙)

5. **建設工事の請負契約**とは、報酬を得て、**建設工事(29業種)の完成**を目的として締結する契約をいいます。 資材購入、調査業務や運搬業務などその内容自体は、建設工事ではないので、建設工事の請負契約に該当しません。

6. **請負代金の額**とは、**消費税を含んだもの**をいいます。

(H13. 4. 3 国総建第97号「建設業許可事務ガイドラインについて」【その他】2.)

業種区分, 建設工事の内容, 例示, 区分の考え方

R3.4.1時点

	建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
1	土木一式工事	総合的な企画, 指導, 調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<ul style="list-style-type: none"> ●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は, 公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり, 家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり, 上水道等の取水, 浄水, 配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造, 設置する工事が『水道施設工事』である。なお, 農業用水道, かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2	建築一式工事	総合的な企画, 指導, 調整のもとに建築物を建設する工事		<ul style="list-style-type: none"> ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく, 建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し, 又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事, 型枠工事, 造作工事	-
4	左官工事	工作物に壁土, モルタル, 漆い, プラスター, 繊維等をこて塗り, 吹付け, 又ははり付ける工事	左官工事, モルタル工事, モルタル防水工事, 吹付け工事, とぎ出し工事, 洗い出し工事	<ul style="list-style-type: none"> ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業, 防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ●ガラス張り工事及び乾式壁工事については, 通常, 左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●『左官工事』における「吹付け工事」とは, 建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい, 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは, 「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり, 法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5	とび・土工工事	<p>イ 足場の組立て, 機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置, 鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>ロ くい打ち, くい抜き及び場所打ぐいを行う工事</p> <p>ハ 土砂等の掘削, 盛上げ, 締固め等を行う工事</p> <p>ニ コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>ホ その他基礎的ないしは準備的工事</p>	<p>イ とび工事, ひき工事, 足場等仮設工事, 重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事, 鉄骨組立て工事, コンクリートブロック据付け工事</p> <p>ロ くい工事, くい打ち工事, くい抜き工事, 場所打ぐい工事</p> <p>ハ 土工工事, 掘削工事, 根切り工事, 発破工事, 盛土工事</p> <p>ニ コンクリート工事, コンクリート打設工事, コンクリート圧送工事, プレストレストコンクリート工事</p> <p>ホ 地すべり防止工事, 地盤改良工事, ボーリンググラウト工事, 土留め工事, 仮締切り工事, 吹付け工事, 法面保護工事, 道路付属物設置工事, 屋外広告物設置工事, 捨石工事, 外構工事, はつり工事, 切断穿孔工事, アンカー工事, あと施工アンカー工事, 潜水工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック, 消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事, プレキャストコンクリートの柱, 梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理, 又は擁壁としてコンクリートブロックを積み, 又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり, エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は, 鉄骨の製作, 加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり, 既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ●『プレストレストコンクリート工事』のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ●『地盤改良工事』とは, 薬液注入工事, ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは, 「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり, 法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい, 建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ●『法面保護工事』とは, 法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●『道路付属物設置工事』には, 道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は, 現場で屋外広告物の製作, 加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり, それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し, いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6	石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し, 又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事, コンクリートブロック積み(張り)工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック, 消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事, プレキャストコンクリートの柱, 梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理, 又は擁壁としてコンクリートブロックを積み, 又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり, エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7	屋根工事	瓦, スレート, 金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『瓦』, 『スレート』及び『金属薄板』については, 屋根をふく材料の別を示したものにすぎず, また, これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから, これらを含して「屋根ふき工事」とする。 ●したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。屋根断熱工事は, 断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し, 太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は, 屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8	電気工事	発電設備, 変電設備, 送配電設備, 構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事, 送配電線工事, 引込線工事, 変電設備工事, 構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事, 照明設備工事, 電線工事, 信号設備工事, ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し, 太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は, 屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため, 機械器具の種類によっては『電気工事』, 『管工事』, 『電気通信工事』, 『消防施設工事』等と重複するものもあるが, これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし, これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類 (建設業法別表 昭和46年制定)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
9	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>●「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調設備工事」には、冷暖房の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>●「尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
10	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	<p>●「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>●「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレーブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。</p> <p>●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>
11	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	<p>●「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>
12	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	<p>●「鉄筋工事」は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。</p>
13	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	<p>●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。</p>
14	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	<p>●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</p> <p>●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、またこれら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。</p>
16	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗り付け、又ははり付ける工事	<p>●下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p>
18	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	<p>●「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p>

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
19	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	工物又は工物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	<ul style="list-style-type: none"> ●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	工物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	<ul style="list-style-type: none"> ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道より収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工物に取付ける工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等にはこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	<ul style="list-style-type: none"> ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道より収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事	工物の解体を行う工事	工物解体工事

問 1

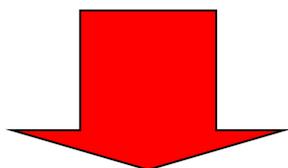
建設業法の目的とは

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。（建設業法第1条）

1. 建設業を営む者の資質の向上
2. 建設工事の請負契約の適正化



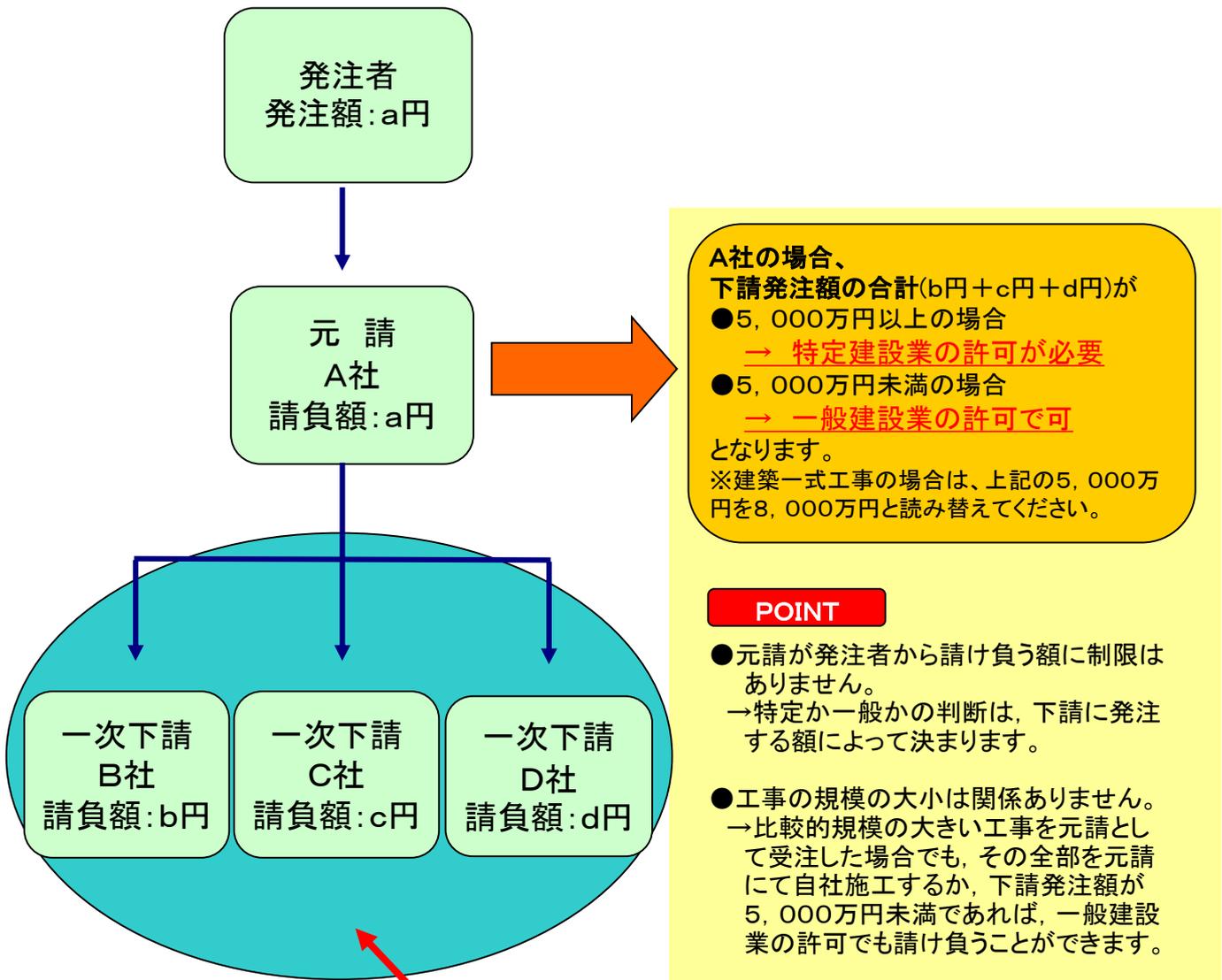
1. 建設工事の適正な施工を確保
2. 発注者の保護
3. 建設業の健全な発達を促進



公共の福祉の増進

問 2 一般建設業と特定建設業の違いは

軽微な工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず**一般建設業**の許可を受けなければなりません。ただし、**発注者から直接工事を請け負い、かつ、5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上**を下請契約して工事を施工する者は、**特定建設業**の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条第1項(施行令第2条)、建設業法第16条) * P18参照



特定建設業の許可は必要ありません。

POINT

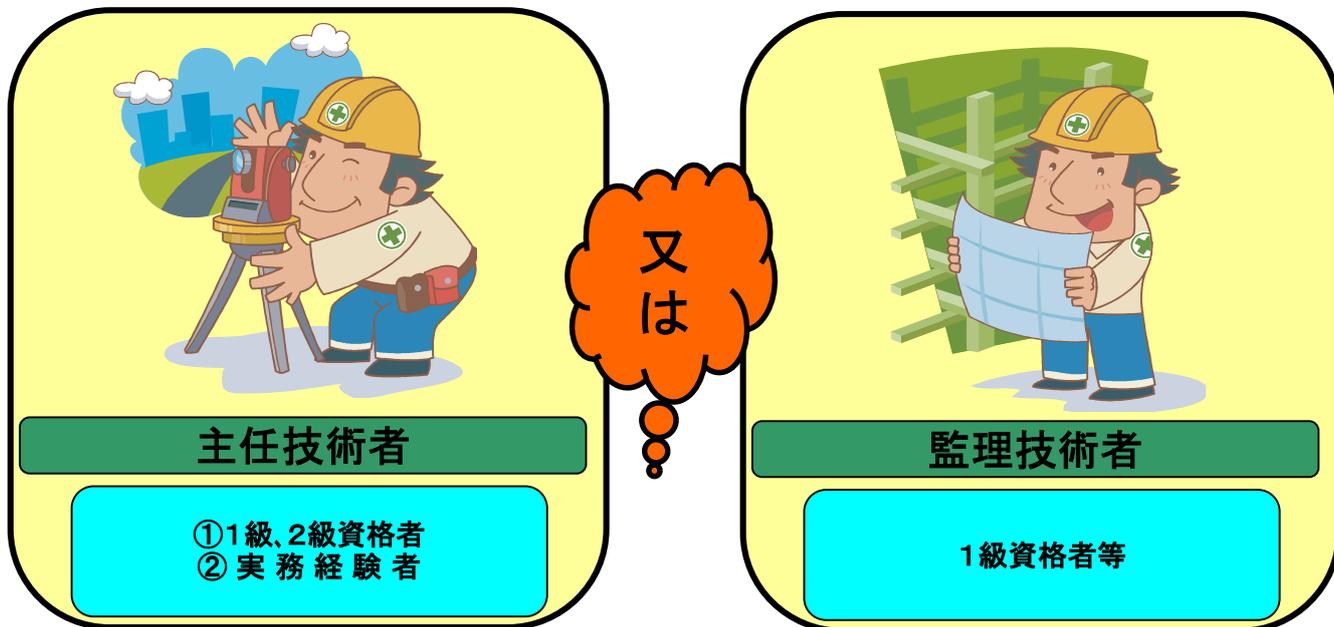
●「下請発注額によっては特定建設業の許可が必要」とした要件は、元請業者に対してのみ求めているものです。

→一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。
(一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限はありません。
また、その発注額による特定、一般の条件もありません。)

問 3

工事現場に配置する技術者とは

建設工事の適正な施工を行うためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。



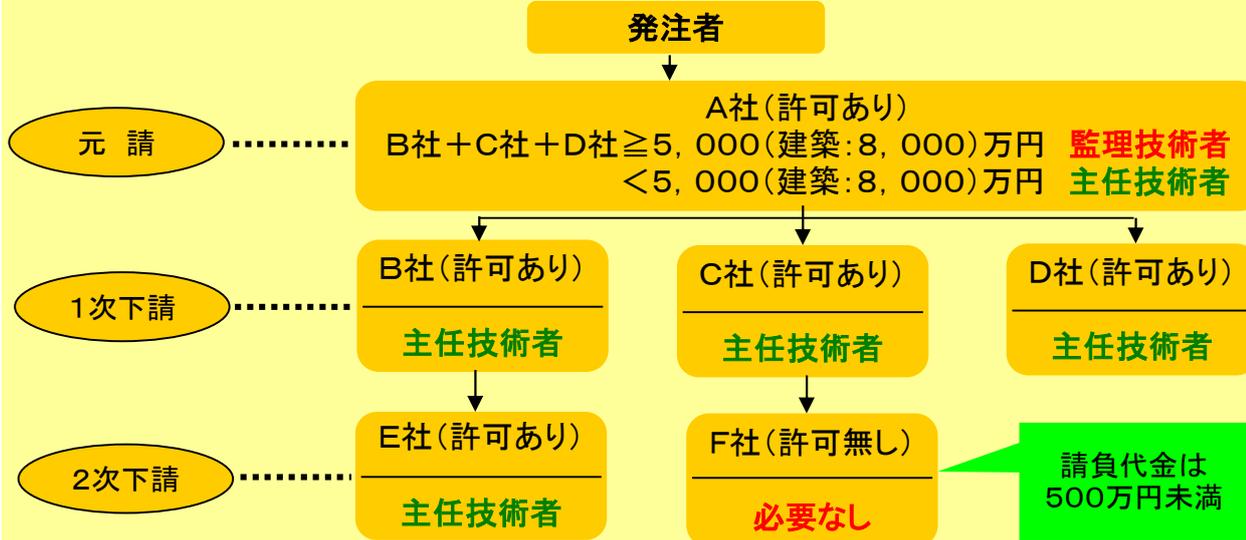
主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合、**請負金額の大小、元請・下請に関わらず**、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる**主任技術者**を置かなければなりません。(建設業法第26条第1項)
 ※500万円未満であっても、施工する建設工事の許可業者であれば主任技術者の配置が必要です。
 ※特定専門工事における主任技術者の配置義務の見直しについては、P8を参照してください。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い(元請)、そのうち**5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上**を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて**監理技術者**を置かなければなりません。(建設業法第26条第2項)

現場技術者の配置例



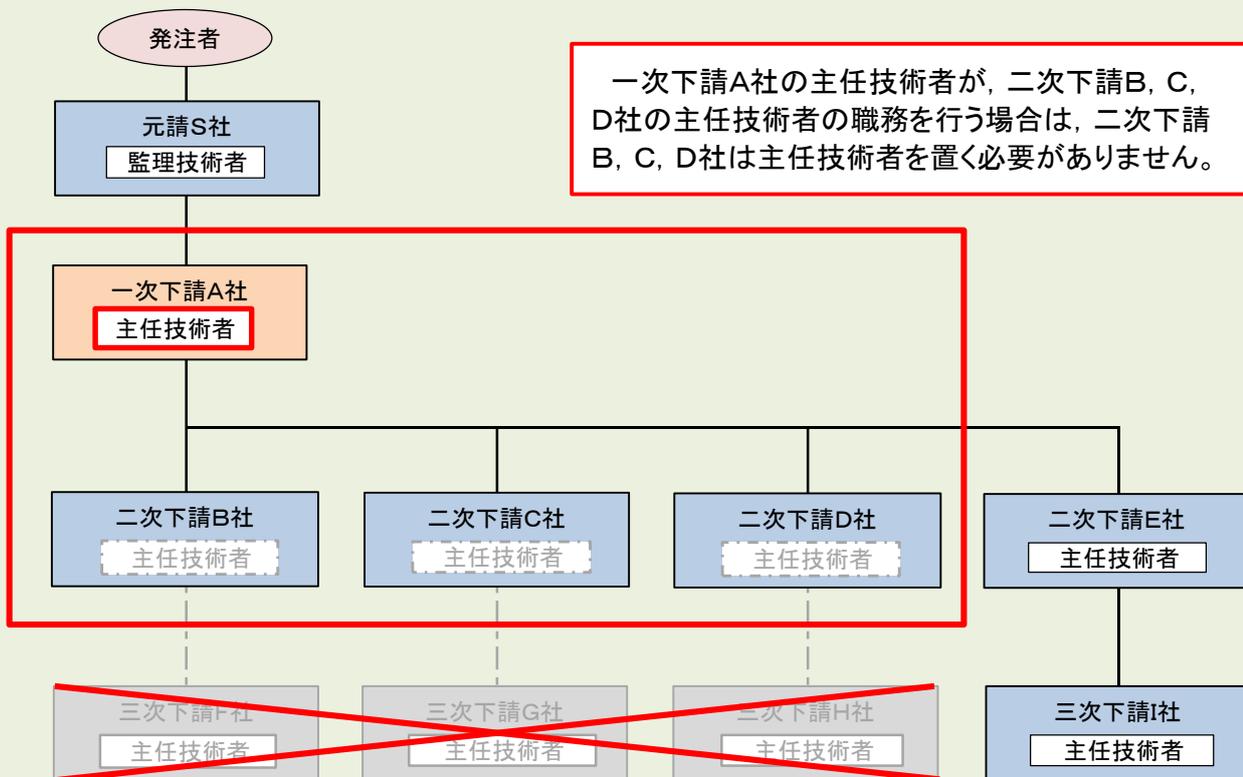
特定専門工事における主任技術者の配置義務の見直し

特定専門工事とは、土木一式工事または建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事をいいます。

特定専門工事においては、元請負人が置く主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請負人の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請負人と当該下請負人が書面により合意した場合は、当該下請負人は主任技術者の配置を要しません。

この主任技術者の配置が不要となる特定専門工事は、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請負人が当該工事を施工するための下請契約の請負代金の額(下請契約が2以上あるときは合計額)が**4,500万円未満**のものが対象となります。(建設業法第26条の3, 同法施行令第31条参照)

＜一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合＞ ※元請、二次下請以下でも同様の形で施工可能



一次下請A社の主任技術者が、二次下請B, C, D社の主任技術者の職務を行う場合は、二次下請B, C, D社は主任技術者を置く必要がありません。

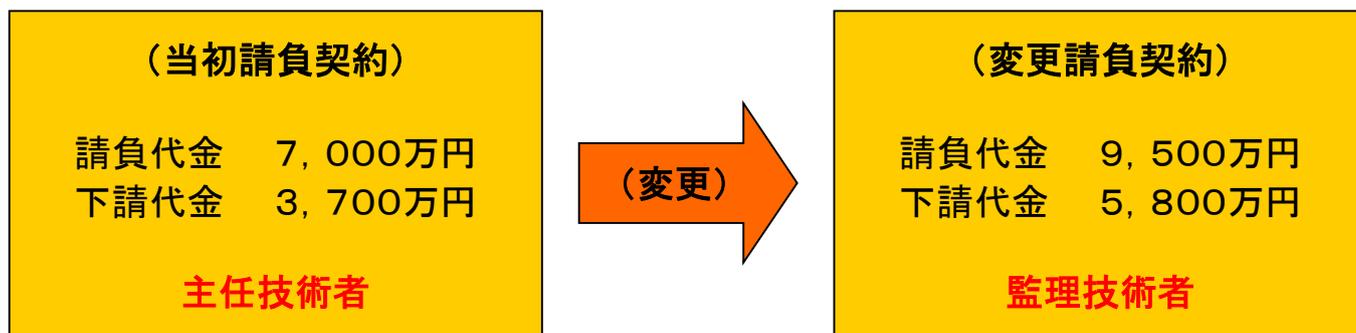
※主任技術者を置かない二次下請B, C, D社の再下請負は禁止

- 元請負人(一次下請A社)の主任技術者は、次の要件を満たす必要があります。
 - ・当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有すること。
 - ・当該特定専門工事事の工事現場に専任で置かれること。
- 元請負人(一次下請A社)と下請負人(二次下請B, C, D社)は、以下の事項を記載した書面において合意する必要があります。
 - ・当該特定専門工事の内容
 - ・当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは合計額)
 - ・発注者から直接請け負った元請負人である場合は、下請契約の請負代金の額
 - ・元請負人が置く主任技術者の氏名及び資格
 なお、この合意の書面には、次の書面を添付しなければなりません。
 - ・元請負人が置く主任技術者が、当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有することを証する書面
 - ・元請負人が置く主任技術者が、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることを元請負人が誓約する書面
 また、元請負人(一次下請A社)は、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければなりません。(建設業法第26条の3, 同法施行規則第17条の8参照)

主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が **5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上**となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて所定の資格を有する**監理技術者**を配置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。(監理技術者制度運用マニュアル 二一三(3))



雇用関係は

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業との間に「**直接的かつ恒常的な雇用関係**」が必要とされています。したがって以下のような技術者の配置は認められないことになっています。(監理技術者制度運用マニュアル 二一四(1), (2), (3))

- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣社員など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(一つの工事の期間のみの短期雇用など)



特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、**発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等**については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日)以前に**3ヵ月以上の雇用関係**にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は雇用証明書等により確認できることが必要です。(監理技術者制度運用マニュアル 二一四(3))

なお、建設業を取り巻く経営環境の変化に対応するため、営業譲渡、会社分割、持株会社化による企業集団の形成又は官公需適格組合の場合には、一定の要件の下で、建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係について特例的な取扱いが認められています。(監理技術者制度運用マニュアル 二一四(4))

建設業法における技術者制度概要

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) 土木一式, 建築一式, 管工事, 鋼構造物, 舗装, 電気, 造園			その他(左以外の22業種) 大工, 左官, とび・土工・コンクリート, 石, 屋根, タイル・れんが・ブロック, 鉄筋, しゅんせつ, 板金, ガラス, 塗装, 防水, 内装仕上, 機械器具設置, 熱絶縁, 電気通信, さく井, 建具, 水道施設, 消防施設, 清掃施設, 解体			
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
元請工事における下請代金合計		5,000万円以上 ^{*1}	5,000万円未満 ^{*1}	5,000万円以上 ^{*1} は契約できない	5,000万円以上 ^{*1}	5,000万円未満 ^{*1}	5,000万円以上 ^{*1} は契約できない	
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者		主任技術者
	技術者の格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事 ^{*2} であって、請負金額が4,500万円 ^{*3} 以上となる工事						
	監理技術者資格者証の必要性	必要		必要なし		必要		必要なし

*1: 建築一式工事の場合8,000万円に読み替える

*2: ①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事, ②鉄道, 軌道, 索道, 道路, 橋, 護岸, 堤防, ダム, 河川に関する工作物, 砂防用工作物, 飛行場, 港湾施設, 漁港施設, 運河, 上水道又は下水道, 電気事業用施設, ガス事業用施設に関する建設工事, ③石油パイプライン事業用施設, 電気通信事業の用に供する施設, 放送の用に供する施設, 学校, 図書館, 美術館, 博物館又は展示場, 社会福祉事業の用に供する施設, 病院又は診療所, 火葬場, と畜場又は廃棄物処理施設, 熱供給施設, 集会場又は公会堂, 市場又は百貨店, 事務所, ホテル又は旅館, 共同住宅, 寄宿舎又は下宿, 公衆浴場, 興行場又はダンスホール, 神社, 寺院又は教会, 工場, ドック又は倉庫, 展望塔のいずれかに該当する建設工事 (建設業法施行令第27条)

*3: 建築一式工事の場合9,000万円

専門技術者の配置とは

土木工事業や建築工事業を営む者が、**元請業者として**土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の専門工事を自ら施工する場合は、それらの専門工事について主任技術者の資格を有する者**(専門技術者)**を工事現場に置かなければなりません。(建設業法第26条の2第1項)

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその内容である専門工事も併せて施工する建設業者は、

- ① 一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる
- ② 一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する
- ③ その**専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に**下請けさせる

のいずれかを選ばなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事(いわゆる附帯工事(建設業法第4条))を請け負い施工することができますが、その場合も、当該附帯工事に関する専門技術者を置かなければなりません。自ら施工しない場合には、当該附帯工事(軽微な工事は除く)に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。(建設業法第26条の2第2項)

問 4 専任の監理・主任技術者が必要な工事とは

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負代金が**4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上**のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、**工事現場ごとに専任**の技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条第3項)

なお、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。(監理技術者制度運用マニュアル 三(1)④)

※ 専任技術者の配置は下請工事であっても必要。

◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事とは・・・

➤ 請負代金の額が**4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の個人住宅を除くほとんどの工事** (P10 *2参照)

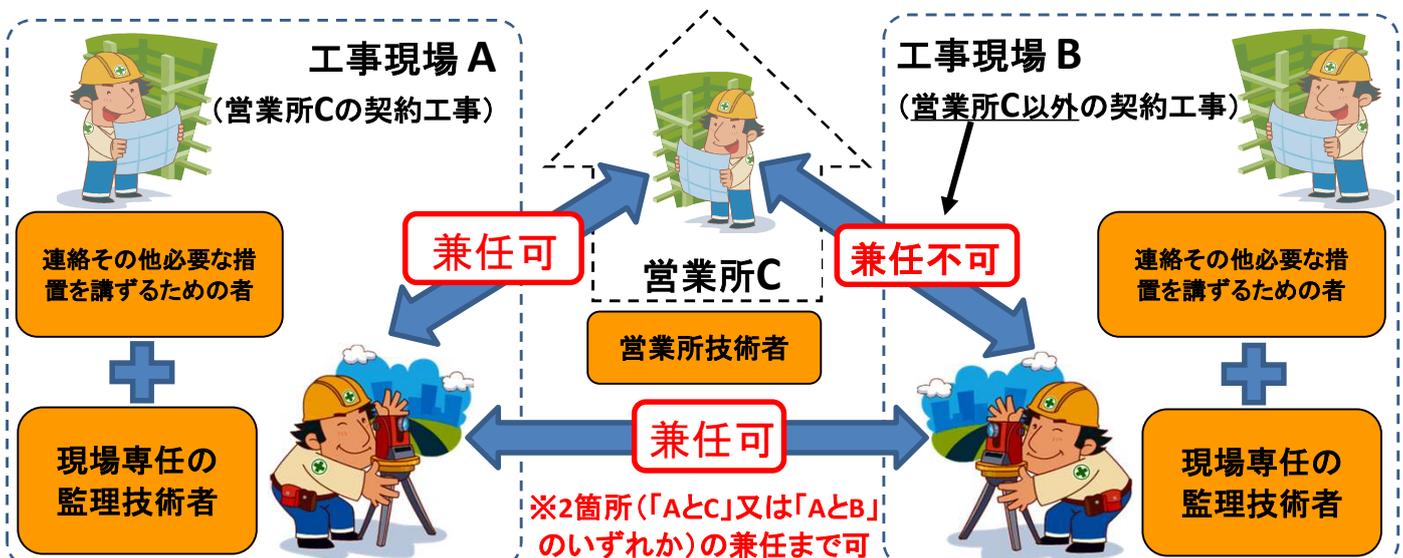
※いわゆる民間工事も含まれます。

監理技術者等の兼任について

専任を要する工事現場には一人の監理技術者等が専任することが基本ですが、以下の要件を満たす場合等には兼任が可能です。なお兼任できる工事現場等は**2箇所まで(「営業所1箇所と工事現場1箇所」又は「工事現場2箇所(専任特例1号)」のいずれか)**とし、2つの工事現場を兼任(専任特例1号)する場合は、それぞれの**工事請負代金1億円未満(建築一式は2億円未満)**であることが必要です。(監理技術者制度運用マニュアル三(2)①)

「監理技術者等」の専任及び「営業所技術者等」の職務の合理化を認める要件について(専任特例1号)

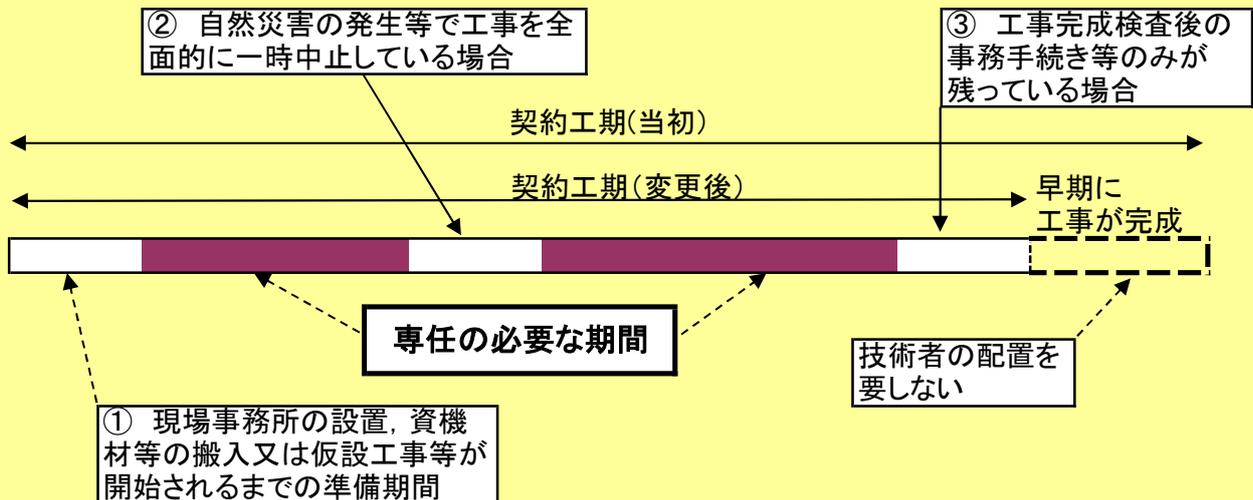
- (1) 工事現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- (2) 各建設工事の下請次数が3次まで
- (3) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
(土木一式・建築一式の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験1年以上を有する者の配置)
- (4) 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- (5) 人員の配置を示す計画書の作成、現場措置及び保存(電磁的記録媒体による措置も可能)
- (6) 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器の設置



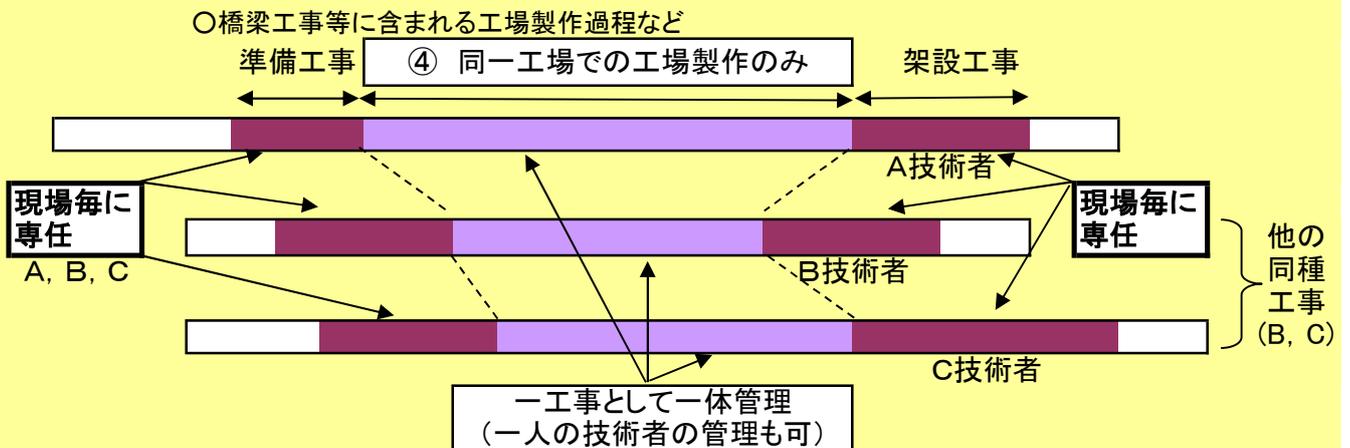
専任で設置すべき期間とは

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、次の期間については、**発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていれば**専任を要しません。(監理技術者制度運用マニュアル 三(3))

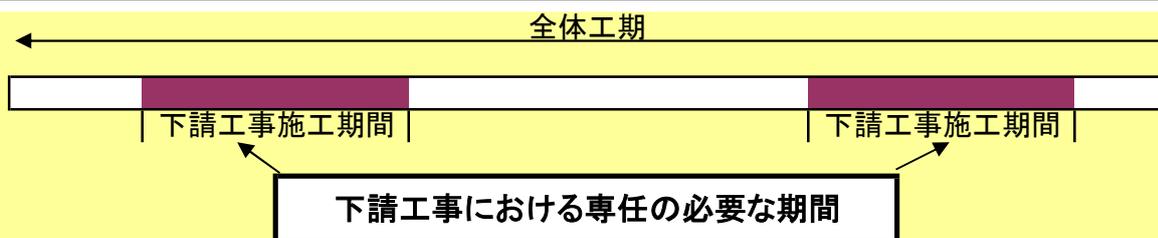
- ① 現場施工に着手するまでの期間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後の期間



④ 工場製作のみが行われている期間



下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とされています



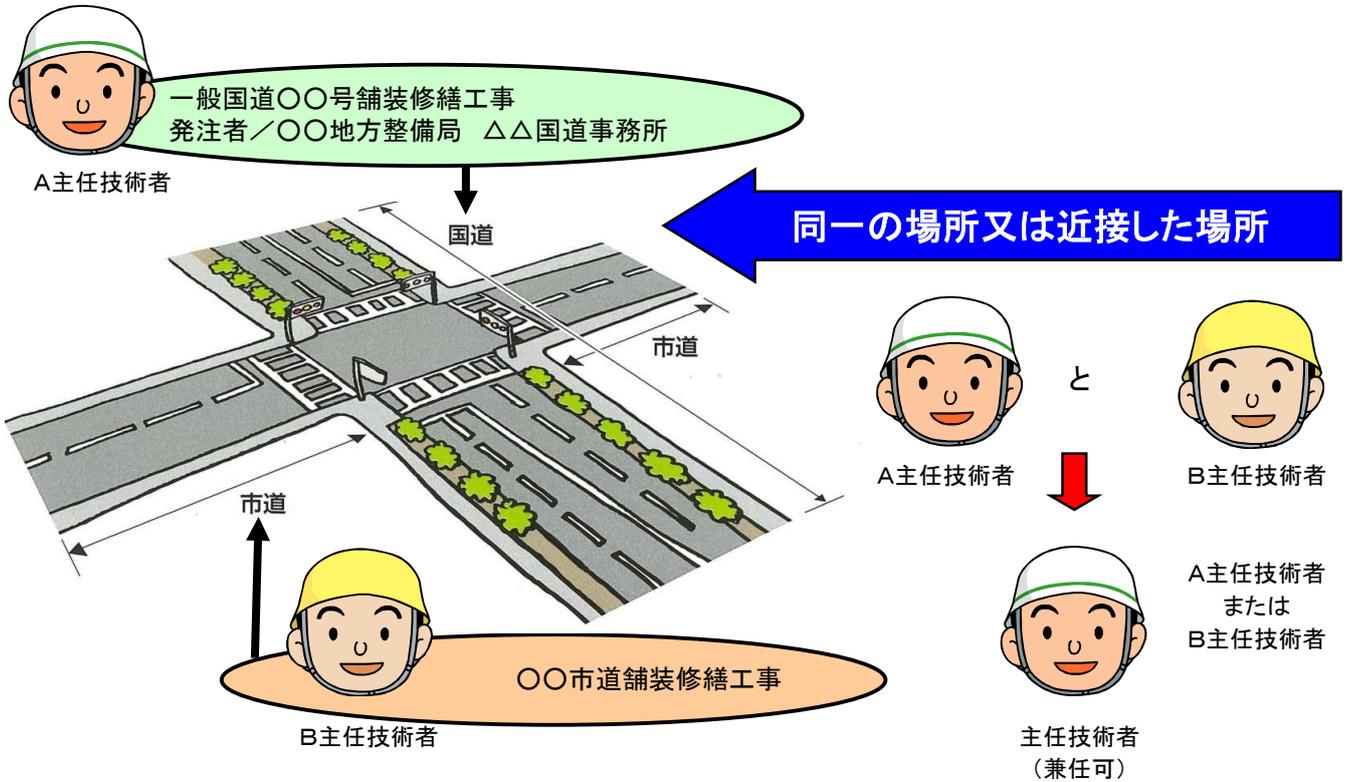
(注意)

工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次、2次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければなりません!

二以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合 (建設業法施行令第27条第2項・監理技術者制度運用マニュアル 三(2)③)

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

※注:この規定は専任の監理技術者には適用されません。



二以上の工事を同一の(主任・監理)技術者が兼任できる場合 (監理技術者制度運用マニュアル 三(2)④)

専任の監理技術者については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。(専任特例を除く。)ただし、以下の①②の要件をともに満たす場合は全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。(発注者は同一又は別々のいずれでも可)

- ①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること

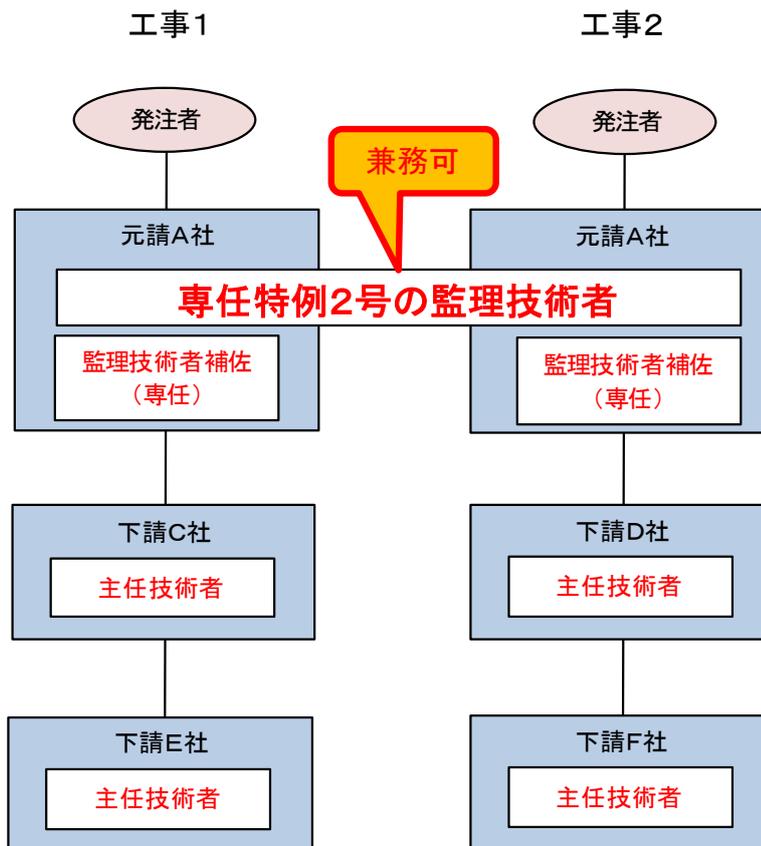
この場合、当該複数工事を一の工事とみなすため、これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式の場合は9,000万円)以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

<p>A工事 (土木一式工事) 請負代金 4,600万円 下請代金 2,800万円 専任の主任技術者</p>	<p>B工事 (土木一式工事) 請負代金 4,800万円 下請代金 2,500万円 専任の主任技術者</p>	<p>A工事とB工事を一つの工事として見なす</p>
<p>・契約工期が重複 ・工事対象の工作物に一体性がある</p>		<p>A工事+B工事(土木一式工事) ※特定の土木工事業の許可が必要 請負代金 9,400万円 (4,600+4,800) 下請代金 5,300万円 (2,800+2,500)</p> <p>専任の監理技術者の配置が必要</p>

監理技術者の専任義務の緩和について (専任特例2号)

監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を、当該工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の兼務が認められます(この場合の監理技術者は、「専任特例2号の監理技術者」という。)。専任特例2号の監理技術者が兼務できるのは2現場までです。また、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。(監理技術者制度運用マニュアル二一三①②)

- ・1級の技術検定の第1次検定に合格した者(1級施工管理技士補)
- ・監理技術者の資格を有する者
(建設業法第26条, 同法施行令第28条参照)



●専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲です。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。(監理技術者制度運用マニュアル三(2)②参照)

●監理技術者補佐を置いた場合でも、専任特例2号の監理技術者は、その職務が適正に実施される責務を有しています。監理技術者補佐は、専任特例2号の監理技術者の指導の下、専任特例2号の監理技術者の職務を補佐することが求められます。(監理技術者制度運用マニュアル二一三②参照)

●監理技術者から専任特例2号の監理技術者への変更あるいは専任特例2号の監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代に該当しませんが、施工体制が変更となることから、事前に注文者に説明し理解を得ることが望ましいです。(監理技術者制度運用マニュアル二一三(4)参照)

問 5 JV(建設工事共同企業体)工事における技術者の配置

共同企業体の形態

特定建設工事共同企業体 (特定JV)	経常建設共同企業体 (経常JV)
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協議関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定JVの対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同時に一定期間、有資格業者として登録される。

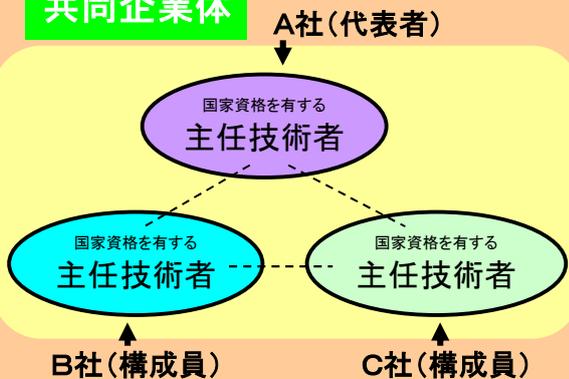
共同企業体の施工方法

甲型共同企業体(共同施工方式)	乙型共同企業体(分担施工方式)
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

共同企業体の施工方法

[甲型JVで下請代金の総額が5,000万円(建築一式:8,000万円)未満の場合]

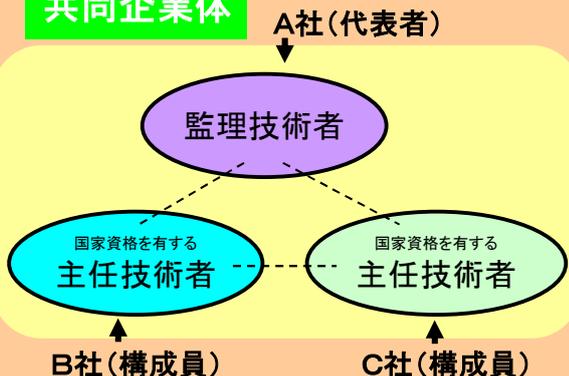
共同企業体



- ①すべての構成員が主任技術者を配置
注)共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②発注者からの請け負った建設工事の請負代金の額が4,500万円(建築一式:9,000万円)以上の場合、主任技術者の全員が、当該工事に専任。

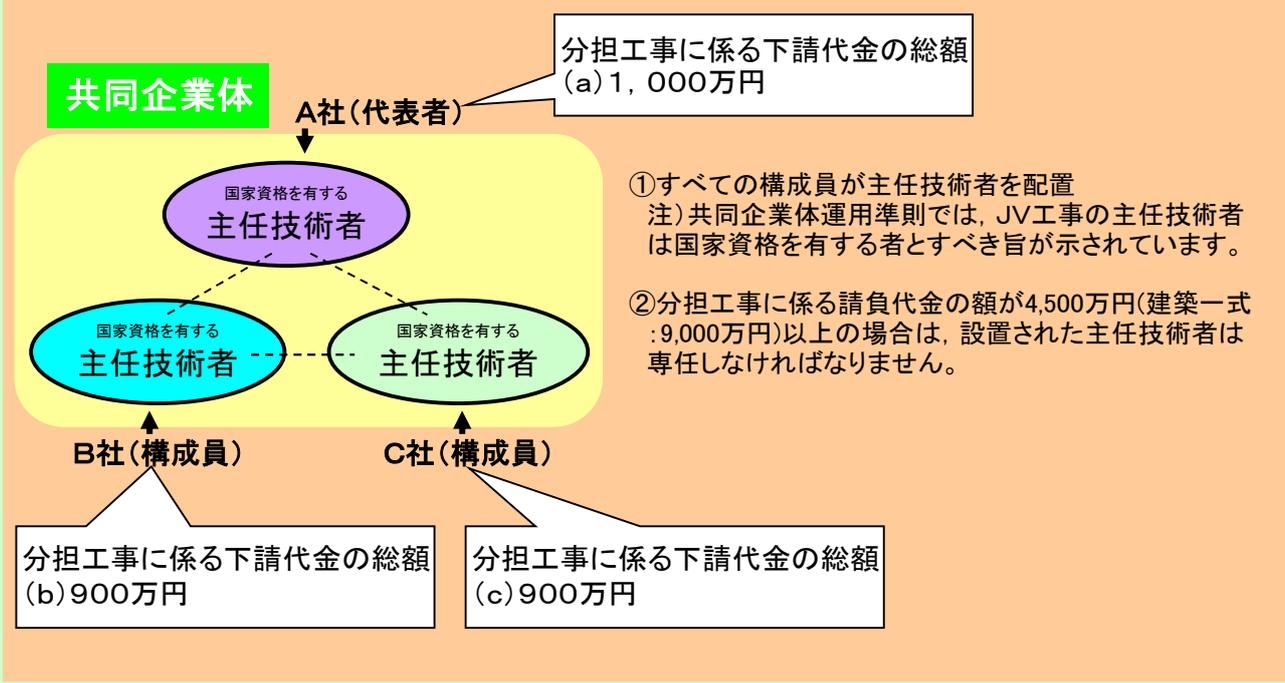
[甲型JVで下請代金の総額が5,000万円(建築一式:8,000万円)以上の場合]

共同企業体

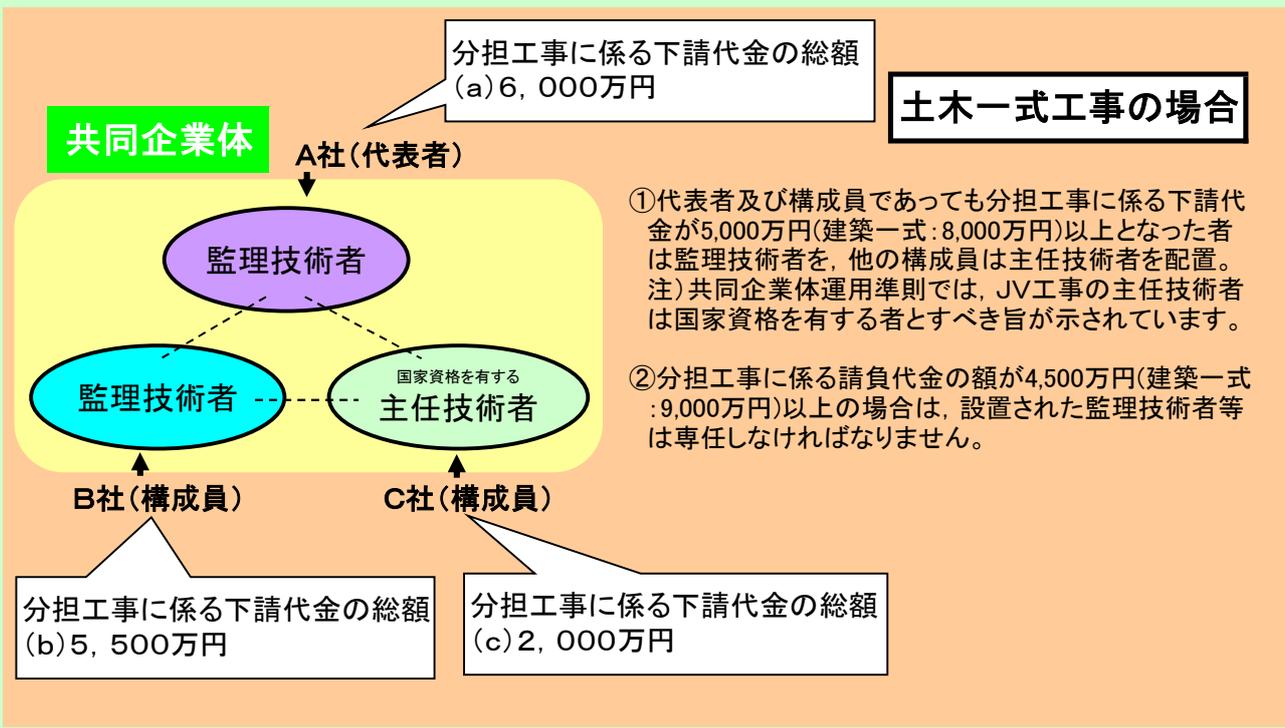


- ①構成員のうち1社(通常は代表者)が監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置。
注)共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が4,500万円(建築一式:9,000万円)以上の場合、監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任。

[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が5,000万円(建築一式:8,000万円)未満の場合]



[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が5,000万円(建築一式:8,000万円)以上の場合]



共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

特定建設工事共同企業体 (特定JV)	経常建設共同企業体 (経常JV)
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。	共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。

問 6

監理技術者資格者証とは

元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。(建設業法第26条第5項)

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりませんので、工事現場においては、いつも監理技術者資格者証を携帯しておく必要があります。(建設業法第26条第6項)

また、選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても講習を受講した日の属する年の翌年1月1日から起算して5年を経過しない者でなければなりません。(建設業法施行規則第17条の22、監理技術者制度運用マニュアル 四(3))

資格者証が必要となる工事(下表)

建設業の許可区分	技術者の専任性	下請代金の総額	技術者の配置	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が4,500万円以上となる工事(建築一式工事の場合は9,000万円以上)	5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)	監理技術者	必要
		5,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円未満)	主任技術者	不要

参考:「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の様式

平成28年6月1日より、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合されました。

平成28年5月31日以前の
監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

平成28年6月1日以後の
監理技術者資格者証

(表面)

氏名	年 月 日 生	本籍
住所		
写真	初回交付	年月日
	交付番号	第 号
監理技術者資格者証		
平成 年 月 日 まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		
印		
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土木大左と石屋電管夕業筋舖しゅ配力送防内機絶通開井具水消	
有・無		

(表面)

監理技術者講習修了証	
修了証番号	第 号
本籍	氏名
写真	(生年月日 年 月 日)
この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。	
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

氏名	年 月 日 生	本籍
住所		
写真	初回交付	年月日
	交付番号	第 号
監理技術者資格者証		
平成 年 月 日 まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		
印		
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土木大左と石屋電管夕業筋舖しゅ配力送防内機絶通開井具水消	
有・無		

(表面)

(裏面)

(裏面)

備考

(裏面)

注意事項

- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号	修了年月日: 年 月 日
氏名:	生年月日: 年 月 日	
講習実施機関名:	印	
資格者証備考		

問 7

元請：特定建設業者の責務とは

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。(建設業法第24条の7第1項)

なお、下請業者は、直接の下請業者だけでなく孫請けも含め、工事に携わった全ての下請業者が対象になります。

元請：特定建設業者の責務とは

① 現場での法令遵守指導の実施

② 下請業者の法令違反については是正指導

③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

【指導すべき法令の規定】(建設業法施行令第7条の3)

法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1)建設業の許可(3条) (2)請負契約の書面締結(第19条) (3)一括下請負の禁止(22条) (4)下請代金の支払(24条の3・24条の6) (5)検査及び確認(24条の4) (6)主任技術者及び監理技術者の配置等(26条、26条の2)
建築基準法	(1)違反建築の施工停止命令等(9条1項・10項) (2)危害防止の技術基準等(90条)
宅地造成及び特定盛土等規制法	(1)宅地造成等に関する工事の技術的基準(13条) (2)宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制 監督処分(20条2項・3項・4項) (3)特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等(31条) (4)特定盛土等規制区域 監督処分(39条2項・3項・4項)
労働基準法	(1)強制労働等の禁止(5条) (2)中間搾取の排除(6条) (3)賃金の支払方法(24条) (4)労働者の最低年齢(56条) (5)年少者、女性の坑内労働の禁止(63条、64条の2) (6)安全衛生措置命令(96条の2第2項、96条の3第1項)
職業安定法	(1)労働者供給事業の禁止(44条) (2)暴行等による職業紹介の禁止(63条1号、65条8号)
労働安全衛生法	(1)危険・健康障害の防止(98条1項)
労働者派遣法	(1)建設労働者の派遣の禁止(4条1項)

問 8

工事の丸投げ(一括下請負)とは

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請けにその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。(建設業法第22条)

建設業法が一括下請負を禁止している理由

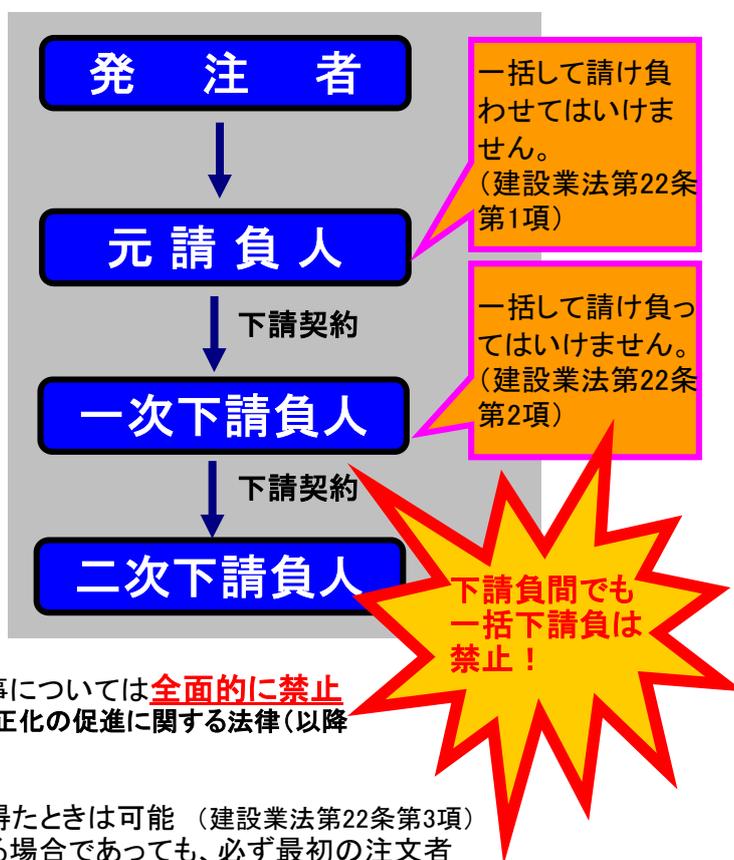
- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

◆一括下請負とは◆

● 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

● 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められないものが該当します。



◆ 公共工事、民間工事における共同住宅の新築工事については**全面的に禁止**(建設業法第22条第3項・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以降「入札契約適正化法」という。) 第14条)

◆ その他の民間工事は発注者の書面による承諾を得たときは可能 (建設業法第22条第3項)
※「発注者の承諾」ですので、数次の下請をしている場合であっても、必ず最初の注文者である発注者の承諾を得なければなりません。

一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、建設業法に基づく監督処分(営業停止)が行われます。

下請としてきちんと仕事をしていても処分されるの？

一括下請負は、下請工事の注文者だけでなく
下請負人も監督処分(営業停止)の対象になります。

「**実質的に関与**」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の確かな施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。

また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門工種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことをいいます。

（「一括下請負の禁止について」平成28年10月14日付け国土建第276号）

【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

●自社の技術者が下請工事の

- | | |
|-----------|-------------|
| ①施工計画の作成 | ②工程管理 |
| ③出来形・品質管理 | ④完成検査 |
| ⑤安全管理 | ⑥下請業者への指導監督 |

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

●発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

- | | |
|------------|-----------|
| ⑦発注者との協議 | ⑧住民への説明 |
| ⑨官公庁等への届出等 | ⑩近隣工事との調整 |

等について、**主体的な役割**を果たすことが必要

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、**原則として営業停止処分により厳正に対処**するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における**完成工事高から当該工事に係る金額を除外**することとしています。

問 9

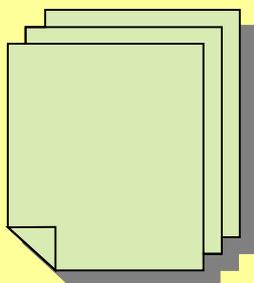
施工体制台帳とは

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請代金の総額が**5,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上**になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています(建設業法第24条の8)。また、公共工事においてはその金額にかかわらず、下請契約を締結したときは施工体制台帳を作成することが義務づけられています(入札契約適正化法第15条)。

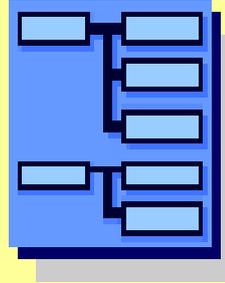
施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳を言います。

施工体制台帳等の作成義務がある工事

公共工事:元請の建設業者が下請契約を締結したとき
 民間工事:元請の特定建設業者が締結した下請契約の総額が、**5,000万円(建築一式は8,000万円)以上**となったとき



施工体制台帳



施工体系図

下請契約は「建設工事の請負契約」です。
 (建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。)

元請業者

公共・民間共に必要

- 一次下請 (建設工事の請負代金) **3,500万円**
- 一次下請 (建設工事の請負代金) **2,000万円**
- 測量業者 (測量の委託契約) 50万円
- 資材業者 (資材の売買契約) 500万円
- 警備業者 (警備の請負金額) 100万円
- 運搬業者 (運搬の請負金額) 100万円

5,500万円 ≥ 5,000万円

元請業者

公共は必要, 民間は不要

- 一次下請 (建設工事の請負代金) **1,500万円**
- 一次下請 (建設工事の請負代金) **300万円**
- 一次下請 (建設工事の請負代金) **2,000万円**
- 測量業者 (測量の委託契約) 500万円
- 資材業者 (資材の売買契約) 100万円
- 警備業者 (警備の請負金額) 100万円

3,800万円 < 5,000万円

何のために施工体制台帳はつくられる？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ②不良不適格業者の参入、建設業法違反(一括下請負等)
- ③安易な重層下請 → 生産効率低下

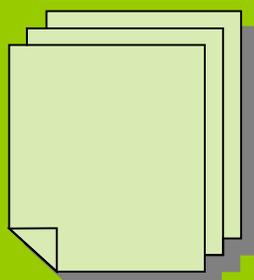
を防止しようというものです

施工体制台帳は、作成義務のある場合、**公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません**。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。(建設業法施行規則第14条の7)

さらに、**公共工事については、下請契約がある場合、下請契約の額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません**。(入札契約適正化法第15条)

※建設キャリアアップシステム(CCUS)等で直接発注者が施工体制台帳を参照できる措置を講じている場合は提出不要。

[工事施工体制台帳]の提出・閲覧・保存



施工体制台帳

現場に据え置く(工事中)

5年間保存(工事完了後)



公共工事

写しの提出

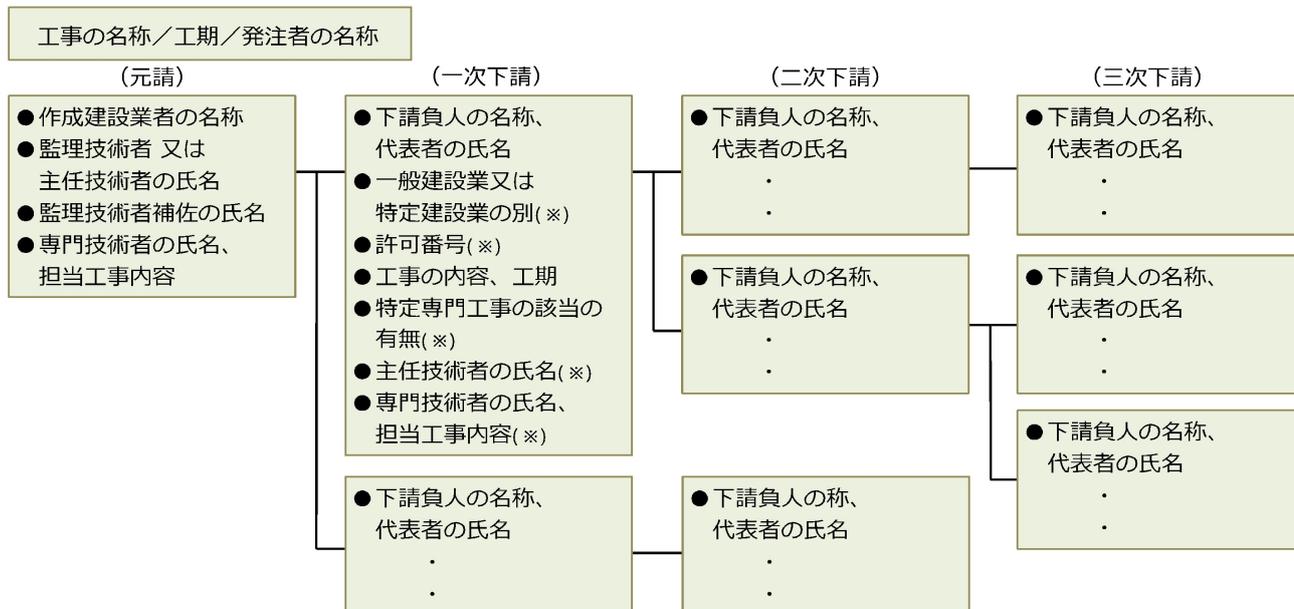
民間工事

発注者の閲覧



施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

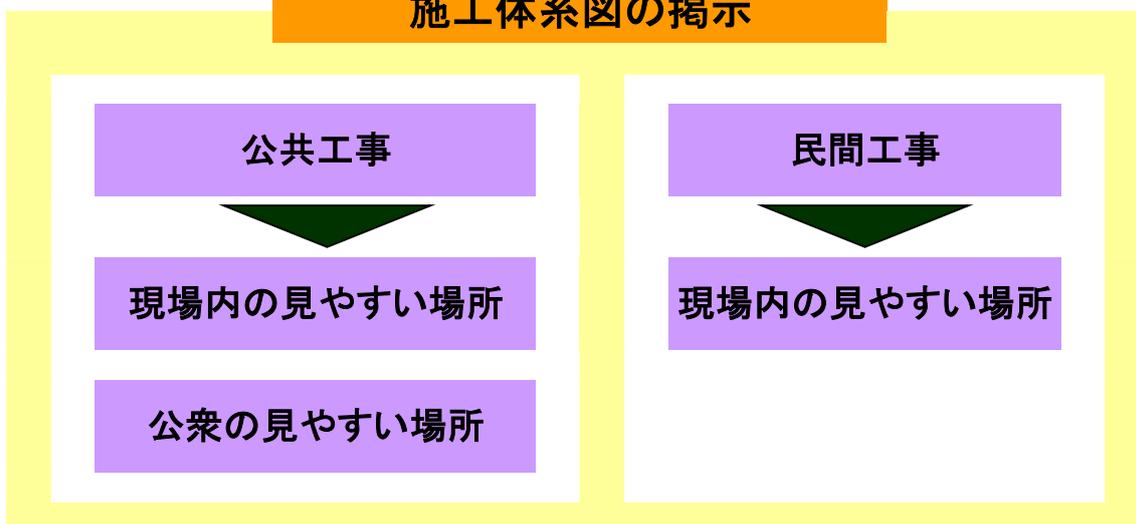
施工体系図イメージ



注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中(契約書上の工期中)の者について行う必要があります。
 注2) ※は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。
 注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く法第26条の2の規定による技術者をいいます。

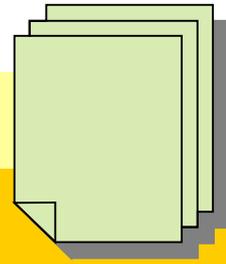
施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません(建設業法第24条の8第4項、建設業法施行規則第14条の7)。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。

施工体系図の掲示



施工体制台帳の作成が義務づけられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。(建設業法第24条の8第2項)

再下請負通知書の内容(建設業法施行規則第14条の4)



① 自社に関する事項

- ・名称, 住所, (自社が建設業者の場合はその許可番号)
- ・健康保険等の加入状況

② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項

- ・工事の名称, 請負契約を締結した年月日, 注文者の名称
- ・外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

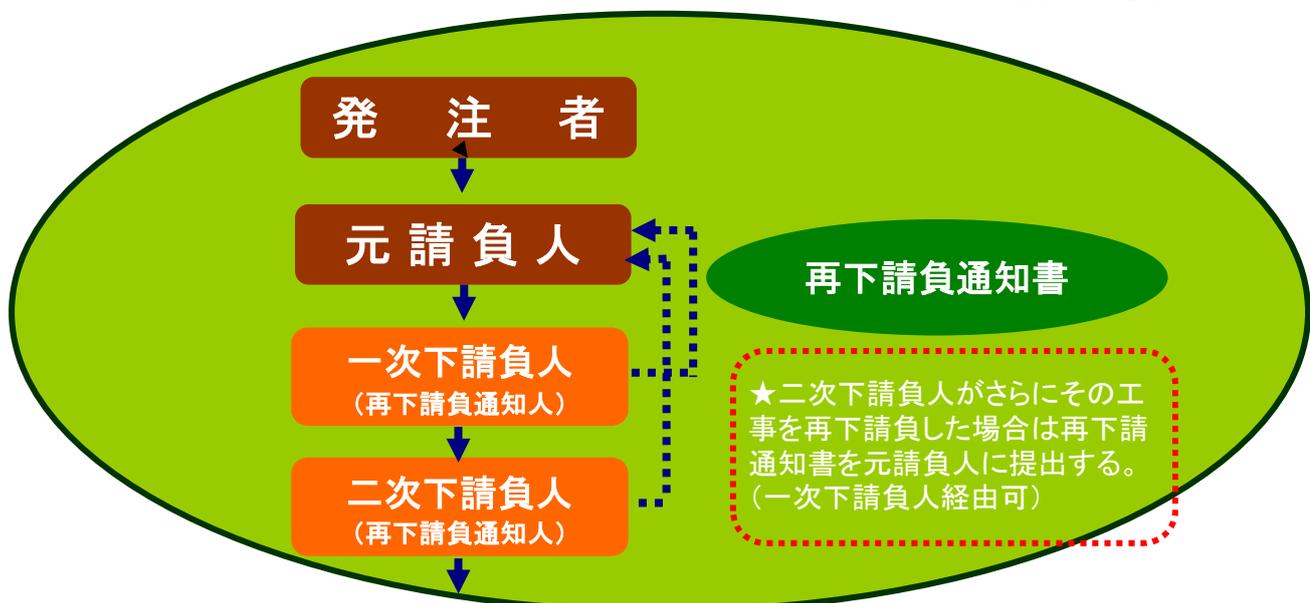
③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項(注)

- ・下請負人の名称, 住所
- ・(下請負人が建設業者の場合は, その許可番号, 施工に必要な許可業種)
- ・健康保険等の加入状況

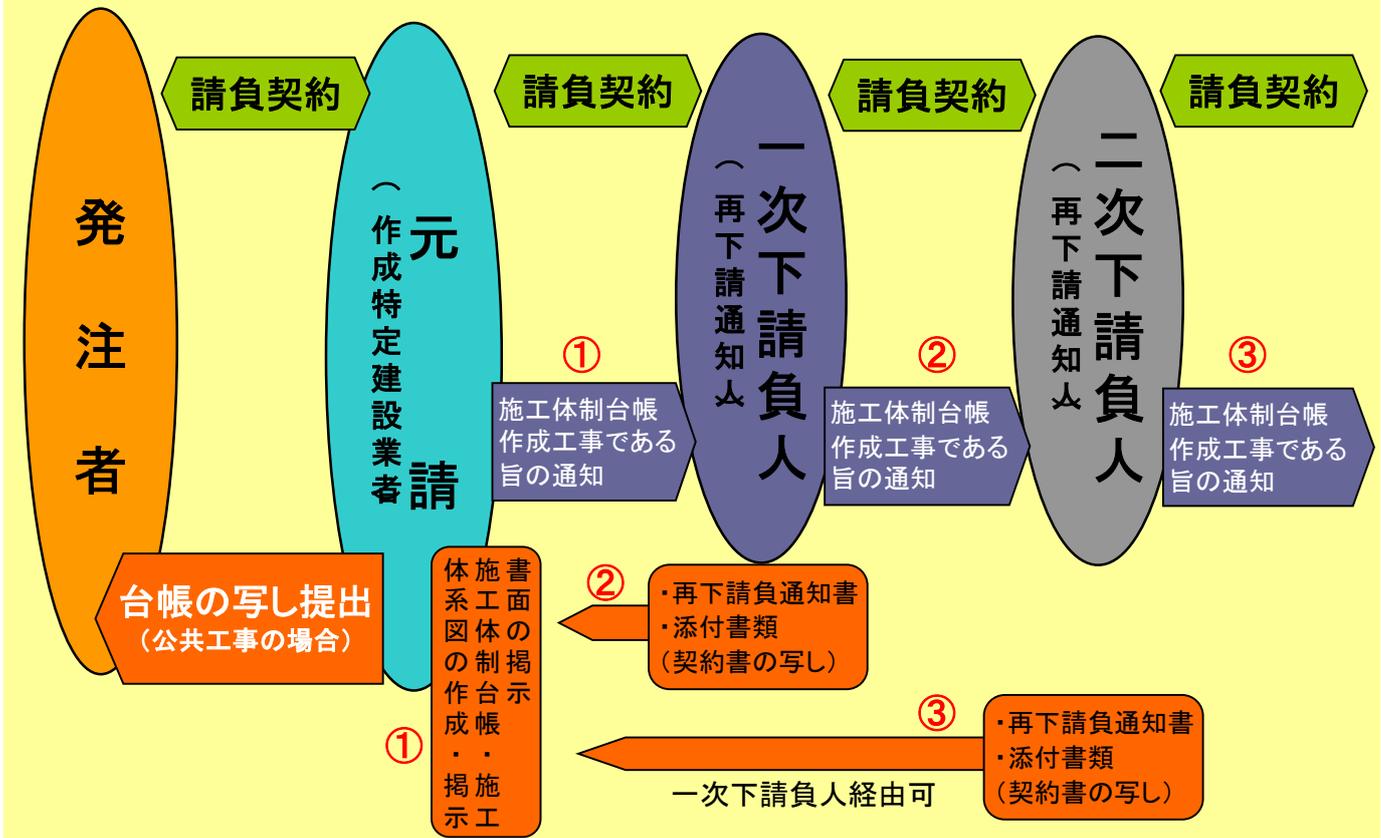
④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(注)

- ・工事の名称, 内容, 工期
- ・請負契約を締結した年月日
- ・(自社が監督員を置く場合は, その者の氏名, 権限, 意見の申出方法)
- ・(下請負人が現場代理人を置く場合は, その者の氏名, 権限, 意見の申出方法)
- ・(下請負人が建設業者の場合は, 下請負人が置く主任技術者の氏名, 主任技術者資格, 専任か否かの別)
- ・(下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は, その者の氏名, その者がつかさどる建設工事の内容, 主任技術者資格)
- ・当該工事に従事する者の氏名, 生年月日, 年齢, 職種, 社会保険の加入状況等
- ・一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況

(注)添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。
(建設業法施行規則第14条の5)



施工体制台帳・作成のフロー図



①一次下請締結後

元請業者である特定建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

②二次下請締結後

一次下請人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成特定建設業者は一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づき施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

③三次下請締結後

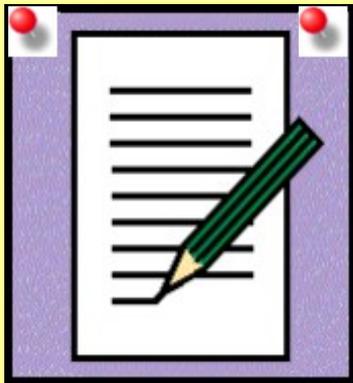
二次下請人は、作成特定建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出する(一次下請負人を經由して提出することもできる)とともに、三次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成特定建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しよう！！

(建設業法第24条の8第2項、同法施行規則第14条の3)



掲 示

行う者:元請業者

- 現場内の見やすい場所に下を再下請負通知書の提出案内を掲示



書面通知

行う者:すべての業者

- 下請に工事を下ろす際以下を書面で通知
- 元請業者の名称 ●再下請負通知が必要な旨

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

①この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

問 13 施工体制台帳の記載内容と添付書類は

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。(建設業法施行規則第14条の2)

施工体制台帳の記載内容

① 作成建設業者に関する事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・健康保険等の加入状況

② 作成建設業者が請け負った建設工事に関する事項

- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・発注者との契約年月日、発注者の名称・住所・営業所の名称及び所在地、発注者の監督員氏名等
- ・作成建設業者の現場代理人の氏名等
- ・主任技術者又は監理技術者の氏名・資格・専任の有無、監理技術者補佐の氏名・資格
- ・建設工事に従事する者の氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入等の状況等
- ・一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況等

③ 自社が下請契約を締結した下請負人に関する事項

- ・商号又は名称、住所
- ・建設業者である場合は許可番号、請け負った工事に係る許可を受けた建設業の種類
- ・健康保険等の加入状況

④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・注文者との契約年月日、注文者の監督員氏名等
- ・当該下請負人の現場代理人の氏名等、当該下請負人が置く主任技術者の氏名・資格・専任の有無
- ・建設工事に従事する者の氏名・生年月日・年齢・職種・社会保険の加入等の状況等
- ・一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状況等



施工体制台帳の添付書類



① 発注者との請負契約書

作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

② 下請契約書

1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

③ 元請監理技術者(専門技術者)関係

- ◎主任技術者又は監理技術者が資格を有することを証する書面
(監理技術者が専任を要する工事の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る。)
- ◎主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と恒常的な雇用関係にあることを証する書面
(雇用証明書の写し等)

◎監理技術者補佐(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

◎専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

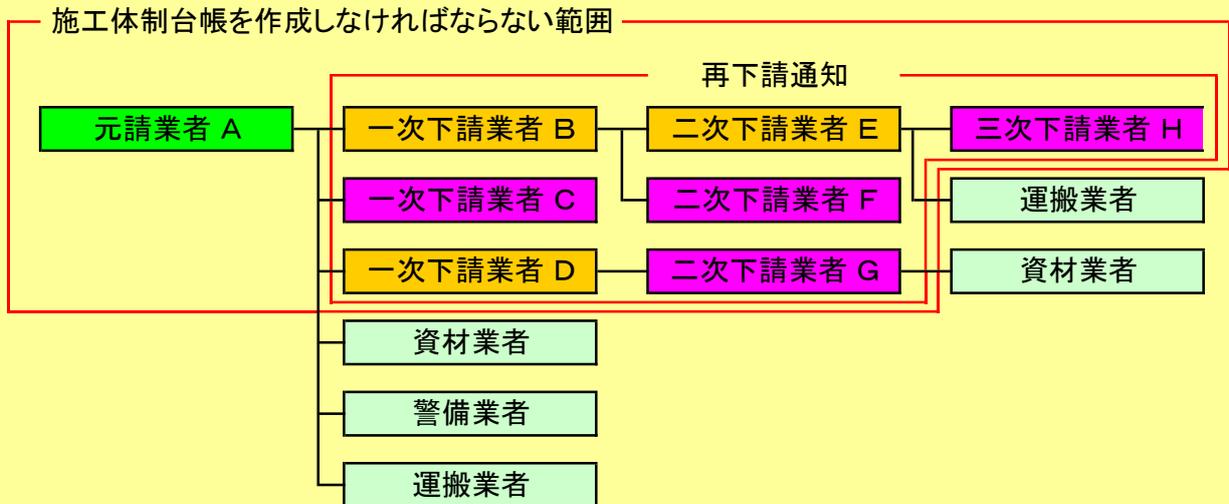
※書類の添付に代えて、スキャナで読み取って記録し、当該工事現場で表示する方法でも可
(建設業法施行規則第14条の2第4項参照)

問 14 施工体制台帳記載の下請負人の範囲は

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人(無許可業者を含む。)を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

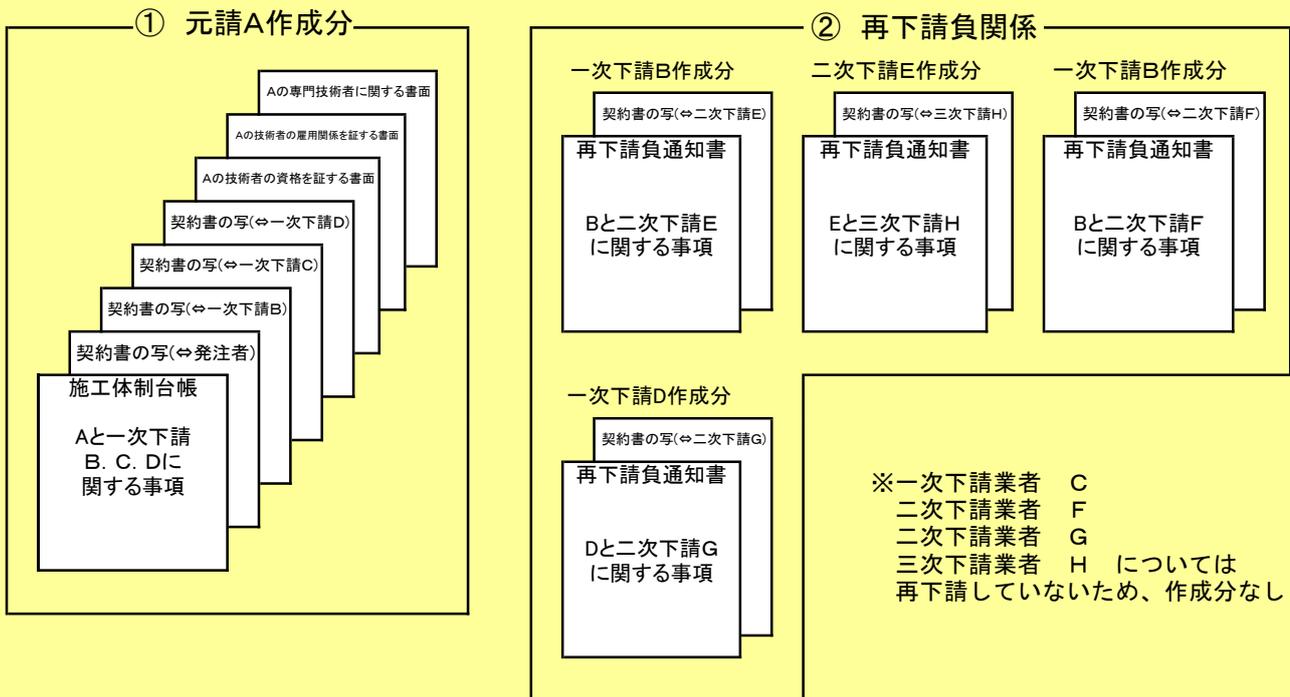
建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合があります。(例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。)

1 施工体制台帳の作成範囲



2 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
(AとB、AとC、AとD に関するもの)
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類
(BとE、BとF、DとG、EとH に関するもの)
- ◆①と②を併せた全体で施工体制台帳となる



施工体制台帳記載例

施工体制台帳を作成又は変更した日付

令和 3年 11月 15日

施工体制台帳

作成建設業者の商号名称と事業者ID、この工事を担当する事業所名と現場ID

作成建設業者が受けている許可をすべて記入（業種は略称でも可）

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む ①

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を記載 ②

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあたっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。 ③

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。 ④

労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載 ⑤

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名（*）

作成建設業者が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者について該当する方に○印

作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者の氏名

作成建設業者が監理技術者補佐を置いた場合その氏名

作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

[会社名・事業者ID] 国交建設株式会社 ・ ○○○○○○○○○○○○○○
[事業所名・現場ID] ○○ビル作業所 ・ ○○○○○○○○○○○○○○

建設業者の許可	許可業種	工事業	許可番号	許可(更新)年月日
	土、建、電、管、鋼、舗、し	工事業	大臣 特定 知事 一般	第99999号
電気通信	工事業	大臣 特定 知事 一般	第99999号	令和 2年 3月 5日

工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡)		
発注者名及び住所	△△商事株式会社 〒123-4567 ○○県○○市○○町1-1		
工期	自 令和 3年 11月 2日 至 令和 4年 10月 31日	契約日	令和 3年 11月 1日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	→	本社
下請契約	→	☆☆支店	○○県☆☆市☆☆111

健康保険等の加入状況	保険加入の有無 ①	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称 ②	健康保険 ③	厚生年金保険 ④	雇用保険 ⑤	
元請契約		本社	○○-○○○○	○○○○○○○○	○○○○○-○○○○○-○○○		
下請契約		☆☆支店	同上	同上	同上		

発注者の監督員名	注文 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
発注者が置いた監督員の氏名（*）			

監督員名	谷田 三郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名	宮崎 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者又は監理技術者名	専任 鈴木 吾郎	資格内容	一級建築施工管理技士
監理技術者補佐名	佐藤 四郎	資格内容	一級建築施工管理技士補
専門技術者名	原田 次郎	専門技術者名	
資格内容	実務経験(10年・管)	資格内容	
担当工事内容	冷暖房設備工事・給排水設備工事	担当工事内容	

一斉特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----

専門技術者が担当する工事の具体的内容（*） 該当する方に○印

専門技術者の資格を具体的に記入（*）
例）第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

主任技術者又は監理技術者の資格を具体的に記入
例）一級土木施工管理技士、指導監督の実務経験（電気通信）
国土交通大臣特別認定（建築）

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

下請負人の商号名称、事業者ID

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	白鳥産業株式会社 ○○○○○○○○○○○○○○○○	代表者名	白鳥 真一
住所	〒 000-0000 ××県××郡△△町987		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 令和 3年 11月 15日 至 令和 4年 3月 20日	契約日	令和 3年 11月 14日

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む

請負契約に係る営業所の名称を記載

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあたっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

下請負人の受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび・土工 鉄筋、大工	工事業 大臣(特定)知事 一般 第343434号	令和 3年 2月 10日
		工事業 大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	①	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	本社	○○健康保険組合	○○○○○○○○	○○○○○-○○○○○-○○○

現場代理人名	白鳥 三郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者	専任 白鳥 五郎
資格要件	一級建築施工管理技士

安全衛生責任者名	松田 四郎
安全衛生推進者名	松田 四郎
雇用管理責任者名	尾島 五郎
※専門技術者名	
資格要件	
担当工事内容	

下請負人が置いた安全衛生責任者名(*)

下請負人が置いた安全衛生推進者名(*)

下請負人が置いた雇用管理責任者名

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(*)

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----

主任技術者の資格を具体的に記入(*)
例) 二級土木施工管理技士(土木)、実務経験(指定学科3年・電気通信)実務経験(10年・機械器具設置)

該当する方に○印
下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名(*)

専門技術者の資格を具体的に記入(*)
例) 第一種電気工事士
実務経験(指定学科3年・電気通信)実務経験(10年・機械器具設置)

- ### 施工体制台帳の添付書類
- 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
 - 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
 - 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写しなど)
 - 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
 - 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

- ### 注意
- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
 - 黄色い部分は建設業法で定められた記載事項です。
 - 説明書きの後に(*)がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
 - 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

再下請負通知書記載例

[備北鉄筋工業(有)(再下請負通知人)が江頭土木(株)
(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合]

再下請負通知書を作成又は変更した日付

令和 3年 12月 10日

再下請負通知書

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

再下請負通知人が請負った建設工事の作成建設業者の商号名称

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負通知人が受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む

請負契約に係る営業所の名称を記載

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあたっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名（*）

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

再下請負通知人が置いた主任技術者について専任か非専任の該当する方に○印（専任が必要かどうかはP11参照）

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名

主任技術者の資格を具体的に記入
記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

再下請負通知人が置いた
・安全衛生責任者（*）
・安全衛生推進者（*）
・雇用管理責任者の氏名

再下請負通知人が専門技術者を置いた場合その氏名

専門技術者の資格を具体的に記入（*）
記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

専門技術者が担当する工事の具体的内容（*）

	直近上位 注文者名	白鳥産業(株)	[報告下請負業者]
	住所	〒000-0000 ××県××郡××村123	
	元請名称・事業者ID	国交建設(株)	会社名
	再下請負通知人の商号名称		備北鉄筋工業(有)
			代表者名
			備北 太郎

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋工		
工期	自 令和 3年 12月 3日 至 令和 4年 3月 8日	注文者との 契約日	令和 3年 12月 2日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第454545号	令和 3年 10月 1日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

健康保険等の加入状況	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	本社	〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇	

監督員名	安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法	田辺 一郎	
現場代理人名	安全衛生推進者名	
田辺 一郎	田辺 一郎	
権限及び意見申出方法	雇用管理責任者名	
基本契約約款記載のとおり	備北 四郎	
主任技術者	※専門技術者名	
専任 田辺 一郎	鈴木 六助	
非専任	資格要件	
資格内容	二級建築施工管理技士(躯体)	担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
有 (無)	有 (無)

再下請負人の商号名称、事業者ID

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負関係について次のとおり報告いたします。

再下請負人の受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

会社名・事業者ID	江頭土木 株式会社 ○○○○○○○○○○○○○○○	代表者名	江頭 華子
住所 電話番号	〒 000-0000 ××県××郡△△町800		
工事名称及び 工事内容	○○ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工期	自 令和 3年 12月 10日 至 令和 4年 1月 20日	契約日	令和 3年 12月 9日

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む ①

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび・土工 工事業 <input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="radio"/> 未加入 <input type="radio"/> 適用除外	大臣 特定 一般 第565656号	令和 2年 11月 11日
	工事業 大臣 特定 一般 第 号		令和 年 月 日

請負契約に係る営業所の名称を記載 ②

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあたっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載 ③

健康保険等の加入状況	保険加入の有無 ①	健康保険 <input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="radio"/> 未加入 <input type="radio"/> 適用除外	厚生年金保険 <input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="radio"/> 未加入 <input type="radio"/> 適用除外	雇用保険 <input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="radio"/> 未加入 <input type="radio"/> 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 ② 本社	健康保険 ③ ○○健康保険組合	厚生年金保険 ④ ○○○○○○○
				雇用保険 ⑤ ○○○○○-○○○○○-○○

事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。 ④

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者	<input checked="" type="radio"/> 専任 <input type="radio"/> 非専任 江頭 太郎
資格内容	実務経験（指定学科5年・とび土工）

安全衛生責任者名	江頭 太郎
安全衛生推進者名	江頭 太郎
雇用管理責任者名	江頭 華子
※専門技術者名	
資格要件	
担当工事内容	

労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。 ⑤

再下請負人が置いた安全衛生責任者名（*）

再下請負人が置いた安全衛生推進者名（*）

再下請負人が置いた雇用管理責任者名

再下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名（*）

専門技術者の資格を具体的に記入（*）
記載例は再下請負人の主任技術者資格参照★

専門技術者が担当する工事の具体的内容（*）

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印（専任が必要かどうかはP 11参照）

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
--------------------	--	-------------------	--

★ 主任技術者の資格を具体的に記入
例) 第一種電気工事士
実務経験（指定学科3年・電気通信）
実務経験（10年・機械器具設置）

該当する方に○印
再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名（*）

再下請負通知書の添付書類
再下請負人通知書と再下請負人が締結した契約書の写し

- 注意**
- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずともかまいません。
 - 部分は建設業法で定められた記載事項です。
 - 説明書きの後に（*）がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
 - 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

施工体系図記載例

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

工事作業所災害防止

- 一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合その氏名(*)
- 作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者について該当する方に○印
- 作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者の氏名
- 作成建設業者が監理技術者補佐を置いた場合その氏名(*)
- 作成建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名(*)
- 作成建設業者が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(*)
- 作成建設業者が統括安全衛生責任者を置いた場合その氏名(*)

発注者名	△△商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事
元請名・事業者ID	国交建設(株) ○○○○○○○○○○○○○○
監督員名	谷田 三郎
監理技術者名 主任技術者名	鈴木 吾郎
監理技術者補佐名	佐藤 四郎
専門技術者名	原田 次郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	
会長	統括安全衛生責任者 宮崎 太郎
副会長	永田 和男

作成建設業者の商号名称, 事業者ID

作成建設業者が元方安全衛生管理者を置いた場合その氏名(*)

元方安全衛生管理者
古畑 五郎

工期	自 令和 3年 11月 2日 至 令和 4年 10月31日
----	----------------------------------

構内電気設備・照明設備	会社名・事業者ID	奥末工業(株) ○○○○○○○○○○○○○○
	代表者名	奥末 太郎
	許可番号	第121212号
	一般/特定の別	○一般/特定
	安全衛生責任者	武田 伸二
	主任技術者	金田 次郎
	特定専門工事の該当	有・○無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	令和4年7月15日~令和4年9月24日	

仮コンクリート工・鉄筋工・足場工等	会社名・事業者ID	白鳥産業(株) ○○○○○○○○○○○○○○
	代表者名	白鳥 真一
	許可番号	第343434号
	一般/特定の別	○一般/特定
	安全衛生責任者	松田 四郎
	主任技術者	白鳥 五郎
	特定専門工事の該当	有・○無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	令和3年11月15日~令和4年3月20日	

下請負人の商号名称, 事業者ID

- 下請負人が請負った建設工事の具体的内容
- 下請負人が安全衛生責任者を置いた場合その氏名(*)
- 下請負人が置いた主任技術者の氏名
- 下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(*)
- 下請負人が置いた専門技術者が担当する工事の具体的内容(*)
- 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

- 注意**
- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずともかまいません。
 - 黄色部分は建設業法で定められた記載事項です。
 - 説明書きの後に(*)がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
 - 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

協議会 兼 施工体系図

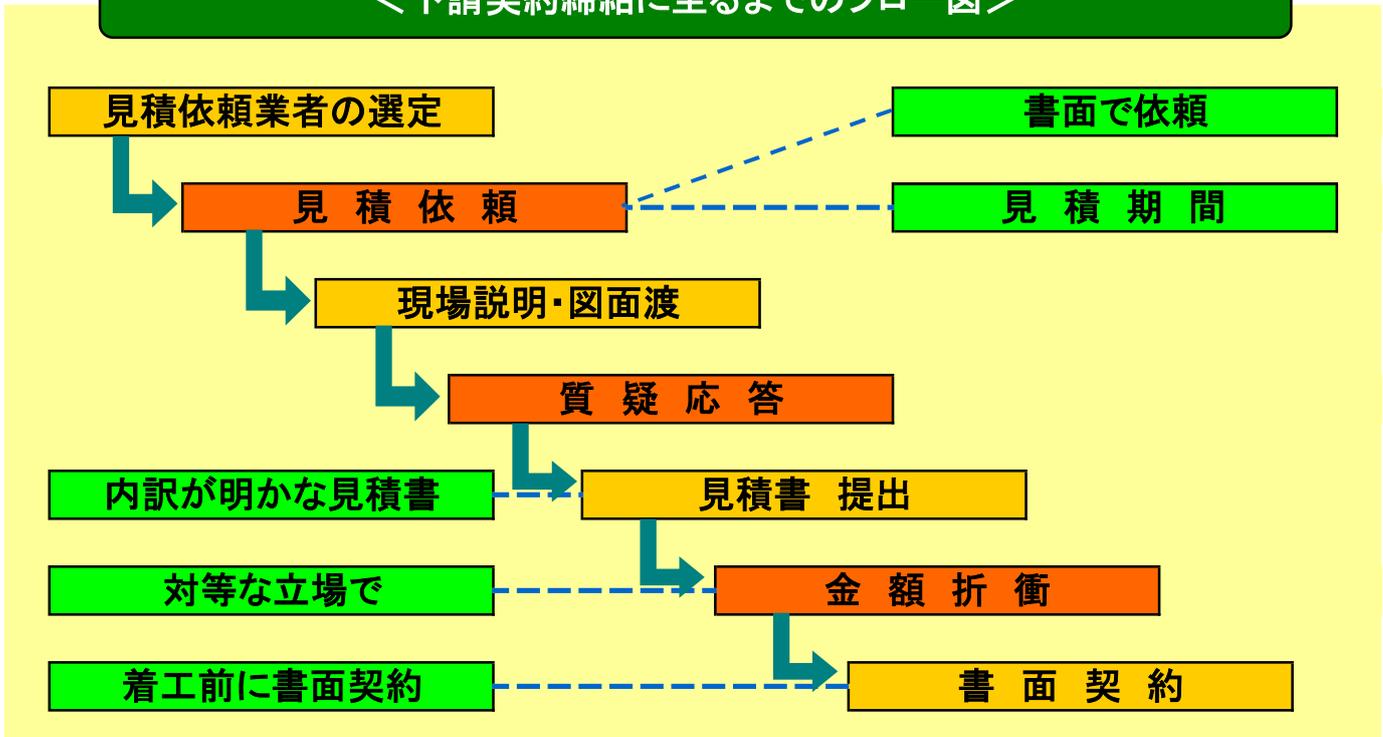
照明設備	会社名・事業者 ID	米倉電工(有) ○○○○○○○○○○○○○	会社名・事業者 ID		会社名・事業者 ID	
	代表者名	米倉 太郎	代表者名		代表者名	
	許可番号	第232323号	許可番号		許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定	一般/特定の別	一般/特定	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	米倉 一郎	安全衛生責任者		安全衛生責任者	
	主任技術者	米倉 一郎	主任技術者		主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者		専門技術者		専門技術者	
工事	担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容	
工期	令和3年4月8日～令和4年8月31日		工期	年 月 日～年 月 日	工期	年 月 日～年 月 日
鉄筋工	会社名・事業者 ID	備北鉄筋工業(有) ○○○○○○○○○○○○○	会社名・事業者 ID	江頭土木(株) ○○○○○○○○○○○○○	会社名・事業者 ID	
	代表者名	備北 太郎	代表者名	江頭 華子	代表者名	
	許可番号	第454545号	許可番号	第565656号	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定	一般/特定の別	一般/特定	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	田辺 一郎	安全衛生責任者	江頭 太郎	安全衛生責任者	
	主任技術者	田辺 一郎	主任技術者	江頭 太郎	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者		専門技術者		専門技術者	
工事	担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容	
工期	令和3年12月3日～令和4年3月8日		工期	令和3年12月3日～令和4年1月20日	工期	年 月 日～年 月 日
型枠工	会社名・事業者 ID	荒神工務店(株) ○○○○○○○○○○○○○	会社名・事業者 ID		会社名・事業者 ID	
	代表者名	荒神 太郎	代表者名		代表者名	
	許可番号	第676767号	許可番号		許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定	一般/特定の別	一般/特定	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	荒神 次郎	安全衛生責任者		安全衛生責任者	
	主任技術者	荒神 次郎	主任技術者		主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者		専門技術者		専門技術者	
工事	担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容	
工期	令和4年10月1日～令和4年11月31日		工期	年 月 日～年 月 日	工期	年 月 日～年 月 日
	会社名・事業者 ID		会社名・事業者 ID		会社名・事業者 ID	
	代表者名		代表者名		代表者名	
	許可番号		許可番号		許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定	一般/特定の別	一般/特定	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者	
	主任技術者		主任技術者		主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者		専門技術者		専門技術者	
工事	担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日		工期	年 月 日～年 月 日	工期	年 月 日～年 月 日

問 15 適正な手順による下請契約締結とは

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。(建設業法第18条)

また、元請負人及び下請負人が、下請契約の締結に先立ち、工事内容及び施工条件を具体的に共有し、下請負人が請負代金及び工期を適切に検討できる見積手続きを行ったうえで、著しく低い請負代金や著しく短い工期による契約とならないよう、しっかりと協議することが重要です。(建設業法19条の3、同第19条の5、同第20条、同第20条の2)

<下請契約締結に至るまでのフロー図>



見積依頼<書面で依頼>

- **標準見積書**を活用する等、できる限り**書面で行いましょう**。
- 見積に当たって元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しなければならない事項は、問16(P38)の契約書に記載しなければならない重要項目のうち「請負代金の額」以外の項目となります。(建設業法第20条第4項)
- 「工事内容」については、最低限次の9つの事項を明示しましょう。

① 工事名称	⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
② 施工場所	⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
③ 設計図書(数量等を含む)	⑧ 材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項
④ 下請工事の責任施工範囲	⑨ 労務費、法定福利費に関する事項
⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程	

<標準的な見積費目>

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 諸経費

下請負人に対する工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

建設工事の注文者は、工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして、下記の項目については、請負契約を締結するまでに下請負人に対して、その旨を当該事象の状況把握のため必要な情報と併せて通知しなければなりません。(建設業法第20条の2第1項、建設業法施行規則第13条の16第1項)

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

注文者への工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

受注者である建設業者は、工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして、下記の項目については、請負契約を締結するまでに注文者に対して、その旨を当該事象の状況把握のため必要な情報と併せて通知しなければなりません。(建設業法第20条の2第2項、建設業法施行規則第13条の16第2項)

- ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

<見積期間>

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。(建設業法第20条第3項)

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のようになっています。(建設業法施行令第5条の9)

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5000万円に満たない工事	中 10 日以上
③5000万円以上の工事	中 15 日以上

※予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ**5日以内**に限り短縮することができます。

現場説明・図面渡

- ◆見積条件の明確化
- ◆見積費目の提示・確認
- ◆図面・仕様書の提示・確認

質疑応答

- ◆質問内容の明確化・迅速な質問
- ◆職務上権限を有する者同士の対応
- ◆見積条件内容の確定



見積書提出 <内訳が明らかな見積書>

建設工事の見積書は「工事の種類」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければなりません。

工事の種類	切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び本館、別館のような「目的物の別」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費、 法定福利費 (※)等の別

※ 社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれます。そのため、**元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重してした請負契約を締結しなければなりません。**(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号))

○下請負人は、元請負人から提示された工事内容及び施工条件を踏まえ、材料費及び労務費その他当該工事の適正な施工に必要な費用の内訳[※]を記載した見積書(以下「**材料費等記載見積書**」という。)を作成するよう努めることが求められます。(建設業法第20条第1項)

なお、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、通常必要と認められる額を著しく下回るものであってはなりません。(建設業法第20条第2項)

※法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金(建設業法施行規則第13条の12)

○元請負人は、下請負人から提出された材料費等記載見積書について、その内容を十分に確認し、通常必要と認められる材料費等の額や工期を著しく下回ることとならないよう留意しつつ、当該見積内容を考慮して請負代金の額その他契約条件を定めるよう努めなければなりません。(建設業法第20条第4項、同法第19条の3、同法第19条の5)

○見積りの依頼、材料費等記載見積書の提出及び価格に関する協議の経過については、後日の紛争防止及び適正な取引関係の確保の観点から、書面又は電子メール等の電磁的方法により記録を残し、元請負人及び下請負人双方で保存しておくことが適切です。(建設業法令遵守ガイドライン1(3))

問 16

適正な請負契約とは

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐことが目的です。

下請契約に当たっては、重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条、建設業法令遵守ガイドライン2-1(1)) また契約書は、相手方の了承を得ていれば、電子情報処理組織を使用する方法(電子契約書)でも構いません。(建設業法第19条第3項)

建設業法では以下の**16項目**が必ず記載されていなければなりません。

契約書に記載しておかなければならない重要項目16項目

(ただし、下記のうち④、⑤、⑩、⑬の項目について定めをしない場合は記載をする必要はありません。)

①工事内容

②請負代金の額

③工事着手の時期及び工事完成の時期

④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

⑤前金払又は出来高払の時期及び方法

⑥当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑧価格等の変動若しくは変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め

⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期

⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

⑮契約に関する紛争の解決方法

⑯その他国土交通省令で定める事項

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を加え、記載しなければなりません。

①分別解体等の方法

②解体工事に要する費用

③再資源化等をするための施設の名称及び所在地

④再資源化等に要する費用

建設業法では、基本的には両者の署名又は記名押印により契約書を作成することとされていますが、注文書・請書を相互に交付することでも差し支えありません。

公共工事・民間工事 とも

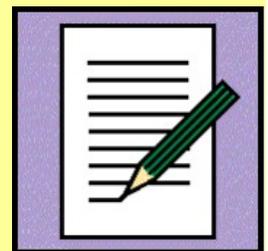
契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

① 契 約 書

② 注文書・請書 + 基本契約書

③ 注文書・請書 + 基本契約約款

(③の場合は注文書・請書それぞれに同じ内容の基本契約約款が添付又は印刷されたもの)



請負契約に当たっての注意事項

○通常必要と認められる原価に満たない金額での請負契約の禁止

建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはなりません。(建設業法第19条の3第1項)

また、令和7年12月改正建設業法の全面施行により、請負人についても、通常必要と認められる原価を著しく下回る請負代金による請負契約を締結することが禁止されました。(建設業法第19条の3第2項)

●通常必要と認められる原価

当該工事の施工地域において当該工事を施工するために一般的に必要と認められる価格(直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費(利潤相当額は含まない。))の合計額をいいます。(建設業法令遵守ガイドライン4(3))

また、建設業法令遵守ガイドラインでは、「通常必要と認められる原価には法定福利費が含まれる」と示され、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があるとされています。(建設業法令遵守ガイドライン14-2)

○通常必要と認められる期間に比べ著しく短い工期での請負契約の禁止

建設工事の注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません。(建設業法第19条の5第1項)

また、令和7年12月改正建設業法の全面施行により、請負人についても、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することが禁止されました。(建設業法第19条の5第2項)

●通常必要と認められる期間

「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会勧告)は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準であり、同基準や請負契約の内容、過去の同種類似工事等に照らして判断します。(建設業法令遵守ガイドライン3-1)

○無許可業者との法定基準以上の契約の禁止

建設業を営む者は、「軽微な建設工事」のみを請け負う場合を除き、建設業の種類ごとに国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条)

このため、建設業の許可を受けた元請負人は、法定基準以上となる建設工事を無許可業者に下請負させてはなりません。

●軽微な建設工事(建設業法施行令第1条の2)

建築一式工事

・請負代金が1500万円未満、又は延べ面積150㎡未満の木造住宅建設工事

建築一式工事以外の工事

・請負代金が500万円未満

※請負代金は工事1件ごとに判断し、消費税相当額及び元請負人が支給する材料費等を含めて算定します。

●無許可業者とは

・建設業の許可を受けていない者

・ある業種の建設業許可は有しているが、当該下請工事の業種について許可を受けていない者

●違反した場合

無許可業者と下請契約を締結した場合、元請負人は監督処分の対象となります。(建設業法第28条第1項第6号)

問 17

帳簿の記載事項と添付書類とは

建設業法では、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を各営業所ごとに備える必要があります。(建設業法第40条の3)

帳簿には **5年間(発注者と締結した住宅新築工事は10年間)** の保存義務があるので注意しましょう。(建設業法施行規則第28条)

帳簿に記載しておかなければならない内容(建設業法施行規則第26条)

- 1 営業所の代表者の氏名及びその就任日
- 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - (1) 請け負った建設工事の名称, 工事現場の所在地
 - (2) 注文者との契約日
 - (3) 注文者の商号, 住所, 許可番号
 - (4) 建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日
 - (5) 当該建設工事の目的物の引渡しをした年月日
- 3 下請契約に関する事項
 - (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称, 工事現場の所在地
 - (2) 下請負人との契約日
 - (3) 下請負人の商号, 住所, 許可番号
 - (4) 建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日
 - (5) 当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日

注意 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となって一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額, 支払った年月日及び支払手段
- ② 支払手形を交付したときは, その手形の金額, 交付年月日, 手形の満期
- ③ 代金の一部を支払ったときは, その後の下請代金の支払残額
- ④ 遅延利息の額・支払日(下請負人から引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息の支払に係るもの)

帳簿に添付しておかなければならない書類

- 1 契約書又はその写し(電磁的記録可)
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となって一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額, 支払った年月日及び支払手段を証明する書類(領収書等)又はその写し
- 3 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限る。)となって、**5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円。一次下請業者への下請代金の総額で判断。)** 以上の下請契約を締結した場合には、工事現場据え付けの施工体制台帳の以下の部分。(工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。)
 - (1) 当該工事に関し、実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名, 有する主任技術者資格又は監理技術者資格
 - (2) 監理技術者補佐を置いたときは, その者の氏名, 有する監理技術者補佐資格
 - (3) 主任技術者若しくは監理技術者又は監理技術者補佐以外に専門技術者を置いたときは, その者の氏名, その者が管理を担当した建設工事の内容, 有する主任技術者資格
 - (4) 下請負人(末端までの全業者を指しています。以下同じ。)の商号, 許可番号
 - (5) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容, 工期
 - (6) 下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名, 有する主任技術者資格
 - (7) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは, その者の氏名, その者が管理を担当した建設工事の内容, 有する主任技術者資格※書類の添付に代えて、スキャナで読み取って記録し、当該営業所で表示する方法
- 4 営業に関する図書(完成図, 発注者との協議記録及び施工体系図)
※営業に関する図書については10年間の保存
(建設業法施行規則第26条第5項第1号, 第2号, 第3号)

施工体制
台帳



問 18

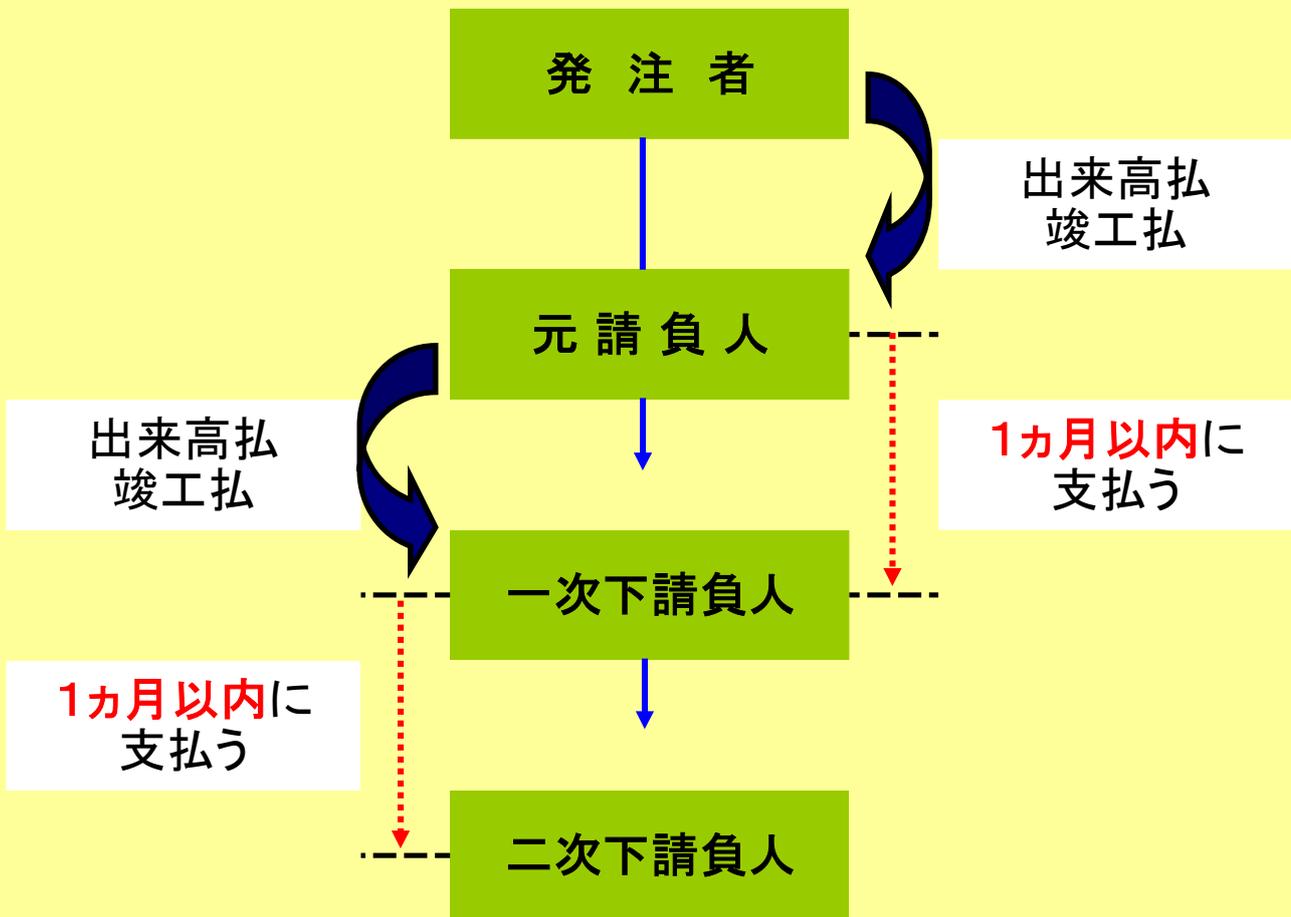
下請代金の適正な支払いとは

下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的として、下請代金の規定を設けています。

ポイント 1

注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を**1ヵ月以内**に支払わなければなりません。(建設業法第24条の3第1項)

<上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら>



下請代金の支払は、出来高払い又は竣工払いのいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。**1ヵ月以内**という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですから、1ヵ月以内であればいつでもよいというものではなく、出来る限り短い期間内に支払われなければなりません。

ポイント 2

下請代金の支払いは、できる限り**現金払い**とし、少なくとも下請代金のうち**労務費に相当する部分**については、現金で支払うよう適切な配慮をすることが必要です。(建設業法第24条の3第2項、建設業法令遵守ガイドライン10-2)

なお、手形払いを併用する場合、手形期間が60日を超えるものについては、割引困難な手形に該当する恐れがあるので、手形期間は60日以内としましょう。(建設業法第24条の6第3項、建設業法令遵守ガイドライン11、「手形が下請代金の支払い手段として用いられる場合の指導基準の変更について(R6.4.30公正取引委員会)」)

ポイント 3

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。(建設業法第24条の3第3項)

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金の前払金として支払われることが慣行となっていますが、このような資材購入等の準備行為は元請負人だけでなく下請負人によっても行われることも多いので、元請負人が前払金を受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしています。

ポイント 4

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から**20日以内**に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、**直ちに**工事目的物の引渡しを受けなければなりません。(建設業法第24条の4)

工事完成

検査フロー

完成通知

20日以内で、できるだけ短い期間

完成検査

引渡申出

直ちに

引渡を受ける

◆検査は工事完成の通知日から20日以内で、できる限り短い期間内に行いましょう。

◆下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申出」は口頭でも足りませんが、後日の紛争を避けるため書面で行うことが適切です。

ポイント 5

特定建設業者は、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。)からの引渡し申出日から起算して**50日以内**に下請代金を支払わなければなりません。(建設業法第24条の6 第1項)

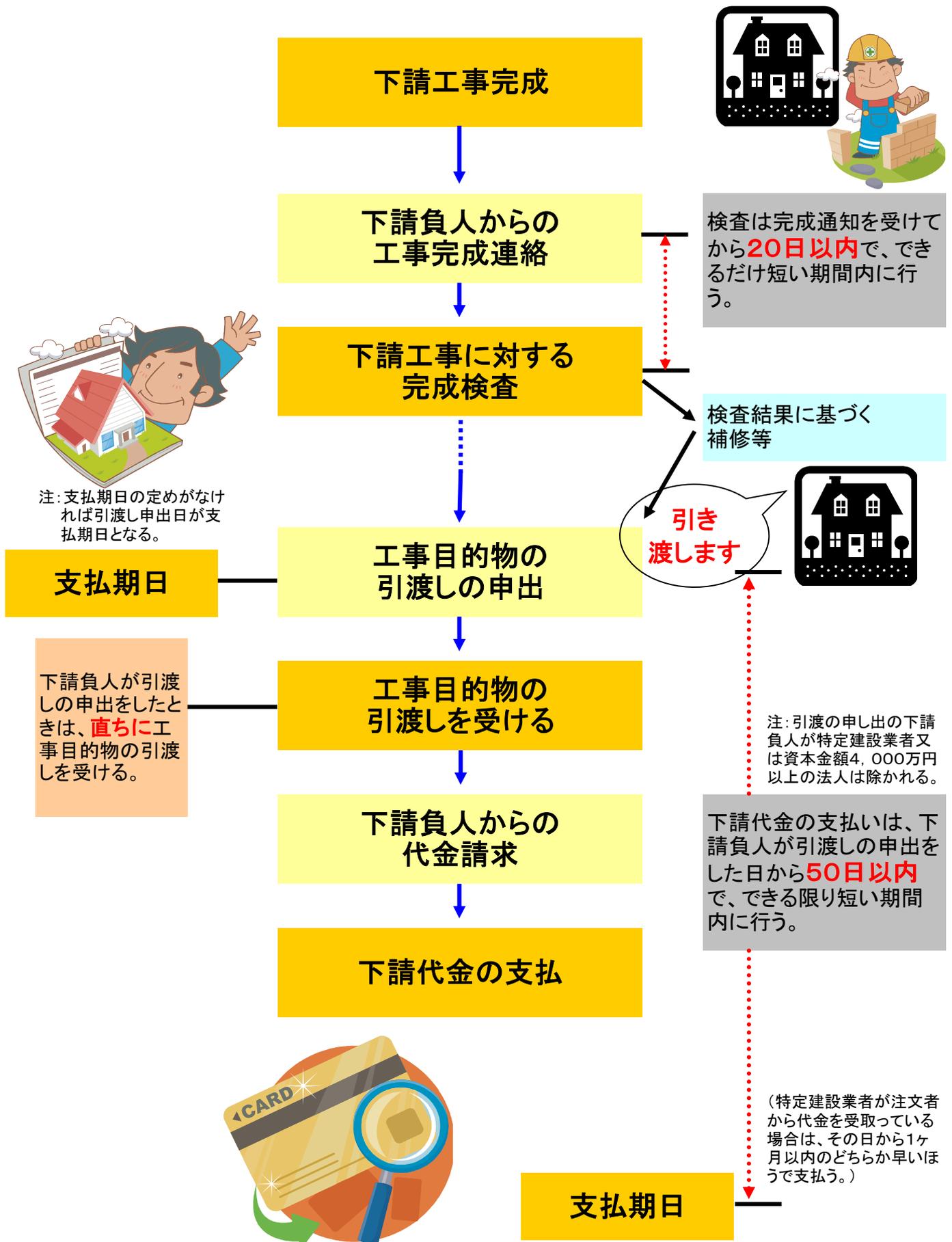
特定建設業者の制度は下請負人保護のために設けられたものですから、特定建設業者については、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければならないことになっています。

2つの支払期日の関係は？

特定建設業者は、元請としての義務【ポイント1】と特定建設業者の義務【ポイント5】の両方の義務を負うので、出来高払いや竣工払いを受けた日から**1ヵ月以内**か、引渡しの申出から**50日以内**の支払期日(支払期日の定めがなければ引渡し申出日)のいずれか早い方が実際の支払日になります。



検査・引渡・下請代金の支払いフロー<特定建設業者>



工事完成検査及び引渡し確認書(参考様式)

注意

建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。

工事完成検査及び引渡し確認書

工事完成通知兼完成検査依頼書

令和 年 月 日

様

請負者

下記の工事について、完成致しましたので完成検査をお願いします。

工 事 名	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
工事完成年月日	令和 年 月 日
検査依頼年月日	令和 年 月 日

工事完成検査確認通知書

令和 年 月 日

様

注文者又は
検査責任者

上記の工事について、完成検査を終了しましたので検査の結果を通知します。

完成検査年月日	令和 年 月 日
検査結果	合格

※不合格の場合は、検査結果欄に補修内容等を記載すること。

工事目的物の引渡し確認書

令和 年 月 日

様

請負者

上記の工事について、完成検査に合格致しましたので引き渡し致します。

上記の工事について、令和 年 月 日に引き渡しを受けます。

注文者又は
工事責任者

問 19

建設業法で定める標識の掲示とは

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。(建設業法第40条)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣許可()第 号 知事	
	この店舗で営業している建設業			
	40cm以上			

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者(元請業者のみ)が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第 号	
	許可年月日			
	35cm以上			

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

建設業者が建設業法や入札契約適正化法に違反すると建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があります。

指示処分(建設業法第28条第1項、第2項)

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁の指示処分の対象になります。指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するものです。

営業停止処分(建設業法第28条第3項)

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象になります。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可取消処分(建設業法第29条)

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取り消しがなされます。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消となります。



建設業法等に違反

【建設業許可行政庁】
地方整備局長、各県知事

違反の内容により

指示(業務改善命令)

1年以内の営業停止

許可の取り消し

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班

電 話 : 022-211-3116

F A X : 022-211-3292

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 県庁8階

U R L : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>

E-mail : d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp